



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
- \*62 和歌山県組織規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 告示
- \*650 職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第443号) の一部改正 (人事課)
- 訓令
- \*27 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令(人事課)

## 規 則

和歌山県規則第62号

和歌山県組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 4 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (平成 12 年和歌山県規則第 89 号) の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 本庁

第 1 節 組織 (第 5 条—第 8 条)

第 2 節 主管局・主管課 (第 9 条・第 10 条)

第 3 節 所掌事務 (第 11 条—第 28 条)

第 4 節 雑則 (第 29 条)

第 3 章 地方機関

第 1 節 振興局

第 1 款 通則 (第 30 条—第 32 条)

第 2 款 県民行政部の組織 (第 33 条—第 36 条)

第 3 款 税務部の組織 (第 37 条—第 42 条)

第 4 款 健康福祉部の組織 (第 43 条—第 49 条)

第 5 款 農林水産振興部の組織 (第 50 条—第 54 条)

第 6 款 建設部の組織 (第 55 条—第 73 条)

(知事直轄)

第 2 節 東京事務所 (第 74 条—第 76 条)

第 3 節 文書館 (第 77 条—第 79 条)

(総務部)

第 4 節 消防学校 (第 80 条—第 82 条)

第 5 節 防災航空センター (第 83 条—第 85 条)

第 6 節 医科大学 (第 86 条)

第 7 節 医科大学看護短期大学部 (第 87 条・第 88 条)

(環境生活部)

第 8 節 鳥獣保護センター (第 89 条—第 92 条)

第 9 節 環境衛生研究センター (第 93 条—第 96 条)

第 10 節 動物愛護センター (第 97 条—第 99 条)

第 11 節 交通事故相談所 (第 100 条—第 102 条)

第 12 節 消費生活センター (第 103 条—第 106 条)

第 13 節 男女共生社会推進センター (第 107 条—第 109 条)

(福祉保健部)

第 14 節 保健所 (第 110 条—第 116 条)

第 15 節 紀南児童相談所 (第 117 条—第 119 条)

第 16 節 仙溪学園 (第 120 条—第 122 条)

第 17 節 女性相談所 (第 123 条・第 124 条)

第 18 節 女性保護施設なぐさホーム (第 125 条・第 126 条)

第 19 節 子ども・障害者相談センター (第 127 条—第 129 条)

第 20 節 有功ヶ丘学園 (第 130 条—第 132 条)

第 21 節 高等看護学院 (第 133 条・第 134 条)

第 22 節 なぎ看護学校 (第 135 条・第 136 条)

第 23 節 こころの医療センター (第 137 条—第 140 条)

第 24 節 精神保健福祉センター (第 141 条・第 142 条)

第 25 節 子ども保健福祉相談センター (第 143 条・第 144 条)

(商工労働部)

- 第26節 公営競技事務所 (第145条—第148条)
- 第27節 工業技術センター (第149条—第152条)
- 第28節 工業用水道管理センター (第153条—第156条)
- 第29節 高等技術専門学校 (第157条—第159条)

(農林水産部)

- 第30節 農林水産総合技術センター (第160条—第180条)
- 第31節 農作物病虫害防除所 (第181条・第182条)
- 第32節 家畜保健衛生所 (第183条—第185条)
- 第33節 農業大学校 (第186条—第188条)
- 第34節 就農支援センター (第189条—第191条)
- 第35節 ふるさと定住センター (第192条—第194条)

(県土整備部)

- 第36節 近畿自動車道紀南高速事務所 (第195条—第198条)
- 第37節 和歌山下津港湾事務所 (第199条—第202条)
- 第38節 南紀白浜空港管理事務所 (第203条—第206条)
- 第39節 雑則 (第207条—第209条)

第4章 附属機関 (第210条)

第5章 職制等

- 第1節 本庁の職制 (第211条)
- 第2節 地方機関の職制 (第212条—第215条)
- 第3節 その他の職制 (第216条・第217条)
- 第4節 職の任命 (第218条—第221条)

附則

第2章から第5章までを次のように改める。

第2章 本庁

第1節 組織

(知事直轄の組織)

第5条 知事に直轄して事務を処理させるため、知事の下に、次の表の左欄に掲げる課又は室を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

秘書課	管理栄典班 秘書班
広報室	総務班 報道班 広報班 県民情報班
文化国際課	文化振興班 国際班 旅券班

2 前項に掲げるもののほか、政策審議室を置く。

(局、課及び班)

第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課又は室を置き、当該課又は室にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

部	局	課 室	班
総務部	総務管理局	総務学事課	総務企画班 文書法制班 文教班 情報公開班
		人事課	給与班 人事班 行政管理班
		財政課	調整班 企画班 予算班
		税務課	企画納税班 管理班 課税指導班
		市町村課	振興班 行政班 財政班 税政班
		管財課	管理班 財産班
		総務事務集中課	総務事務班 物品班
	危機管理局	総合防災課	防災企画班 防災対策班 防災センター整備班
	危機管理室		
	消防保安課	消防班 産業保安班	
企画部	計画局	企画総務課	総務企画班 調査調整班 健康村構想推進班

		地域振興課	振興計画班 土地利用・水資源班 地籍調査班 世界遺産推進班	
		総合交通政策課	鉄道・調整班 企画調査班	
		統計課	調整班 企画分析班 人口労働班 商工班 農林消費班	
	人権局	人権政策課	企画班 調整班	
		人権施策推進課	推進班	
	IT推進局	情報政策課	行政情報化班 電子県庁班 地域情報化班	
		情報システム課	ネットワーク班 システム班	
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課	総務企画班 温暖化対策推進班 環境計画班	
		循環型社会推進課	リサイクル推進班 地域環境推進班	
		廃棄物対策課	不法投棄対策班 産業廃棄物班	
		環境管理課	大気環境班 水質保全班 化学物質対策班	
	食の安全局	食品安全企画課	企画安全班 水道班	
		生活衛生課	衛生指導班 食品衛生班	
	共生推進局	県民生活課	消費生活班 生活安全班	
		NPO協働推進課	協働推進班 活動支援班	
		青少年課	企画少年班 青年班 健全育成班	
		男女共生社会推進課	企画調整班	
福祉保健部	社会福祉局	福祉保健総務課	総務企画班 地域福祉班 援護班 保護班	
		子育て推進課	子育て環境班 家庭福祉班	
		長寿社会推進課	長寿社会班 振興班 サービス指導班 介護保険班	
		障害福祉課	まちづくり福祉班 在宅福祉班 施設福祉班	
	健康局	医務課	調整班 医事班 地域医療班 看護班	
		国民健康保険課	指導・調整班 国保班	
		健康対策課	計画調整班 健康づくり推進班 母子保健班 難病対策班 感染症対策班 こころの健康推進班	
		薬務課	薬事血液班 指導班	
	商工労働部	商工政策局	商工労働総務課	総務班 政策班 計量指導班
			商工振興課	商業振興班 工業振興班
産業支援課			企画調整班 新事業支援班 金融班	
公営企業課			財務企画班 事業管理班	
ブランド推進局		マーケティング企画課	総合調整班 企画管理班	
		マーケティング推進課	産品管理班 商産品対策班 開発分析班	

	観光局	観光振興課	企画調整班 振興班
		観光交流課	交流推進班 新観光推進班
	労働政策局	労働企画課	労働福祉班 調査指導班
		雇用推進課	能力開発班 就業支援班
農林水産部	農業政策局	農林水産総務課	総務班 企画班 地域計画班 農地利用班 工事検査班
		経営支援課	金融班 組合指導班 構造改善班
		農村計画課	管理指導班 事業計画班 国営調整班
		農地整備課	技術管理班 整備班 水利防災班
	農業生産・就業局	果樹園芸課	調整班 果樹班 野菜花き班 農産班
		畜産課	振興班 経営班 衛生班
		就農促進課	普及指導班 担い手育成班
	緑の雇用推進局	新ふるさと推進課	総合調整班 雇用促進班 木質バイオマス利用促進班
		林業振興課	調整班 計画普及班 経営班 木材振興班
		森林整備課	管理指導班 治山班 緑化造林班 森林保全班
		定住促進課	振興班 定住班 山村整備班
	水産局	水産振興課	企画振興班 漁場整備班 経営指導班
		資源管理課	漁業調整班 漁業取締班
県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課	総務班 政策企画班 経理班 防災班
		技術調査課	企画調査班 建設業班 積算検査班 公共事業改革班
		事業進行課	進行管理班 用地班 収用調整班
	道路局	道路政策課	政策班 調整班 計画班
		道路保全課	管理班 保全班 交通安全指導班
		道路建設課	国道班 県道街路班 施設班 農林道班
	河川・下水道局	河川課	河川企画班 調整班 治水班 管理班
		砂防課	管理班 計画班 保全班
		生活排水課	企画管理班 施設班
		下水道課	公共下水道班 流域下水道班
	都市住宅局	都市政策課	都市計画班 調整班 指導審査班 開発審査班
		住宅環境課	企画指導班 管理班 まちづくり推進班 公園緑地環境班
		公共建築課	指導班 営繕班 電気設備班 機械設備班
	港湾空港振興局	振興課	利用促進班 企画班
		管理整備課	管理班 港湾整備班 海岸防災班
漁港課		管理班 計画整備班	

(課に附置する室等)

第 7 条 前 2 条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を附置し、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

人事課	考査・研修室	考査班 研修班
人事課	職員厚生室	厚生・健康管理班 共済班
商工労働総務課	企業立地室	立地プロジェクト班 情報産業立地班
果樹園芸課	エコ農業推進室	資源活用班 農業環境班
道路政策課	高速道路推進室	高速推進班

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を附置する。

総務学事課	医科大学改革室
-------	---------

企画総務課	コスモパーク加太対策室
企画総務課	科学技術振興室
公共建築課	企画保全室

3 前 2 項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる分室を置き、位置は右欄のとおりとする。

地域振興課	地域振興課分室	本宮町
情報政策課	情報政策課情報交流センター分室	田辺市

(出納室)

第 8 条 出納長の権限に属する事務及びこの規則に定める知事の権限に属する事務を処理させるため出納室を置く。

2 出納室に次の表の右欄に掲げる班を置く。

出納室	総務班 審査第 1 班 審査第 2 班 決算班 国費班
-----	-----------------------------

3 第 1 項に規定する出納室の事務の一部を行わせるため出納室に、分室を置く。

4 出納室分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
出納室那賀分室	那賀郡岩出町
出納室伊部分室	橋本市
出納室有田分室	有田郡湯浅町
出納室日高分室	御坊市
出納室西牟婁分室	田辺市
出納室東牟婁分室	新宮市

第 2 節 主管局・主管課

(主管局・主管課)

第 9 条 各部に、主管局及び主管課を置く。

2 各部の主管局及び主管課は、次のとおりとする。

部	主 管 局	主 管 課
総務部	総務管理局	総務学事課
企画部	計画局	企画総務課
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課
福祉保健部	社会福祉局	福祉保健総務課
商工労働部	商工政策局	商工労働総務課
農林水産部	農業政策局	農林水産総務課
県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課

3 秘書課、政策審議室、広報室及び文化国際課の主管局及び主管課は、広報室とする。

(主管局・主管課の所掌事務)

第 10 条 主管局又は主管課は、当該局又は課の所掌事務のほか、所属する部又は所管する課に係る次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 予算の調整に関すること。
- (2) 重要施策の企画に関すること。
- (3) 事業計画の調整及び進行管理に関すること。
- (4) 部長印及び部の公用車の管理に関すること。
- (5) 部外及び他の各課室との連絡調整並びに部内の他課室又は所管する課の主管に属しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、総務部総務管理局及び総務学事課においては、総務部危機管理局及び同局各課室に関する前項第 2 号及び第 3 号に規定する事務は所掌しない。

第 3 節 所掌事務

(秘書課の所掌事務)

第 11 条 秘書課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 来賓に関すること。

- (2) 儀式及び表彰に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。  
(政策審議室の所掌事務)

第12条 政策審議室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重要政策の総合的検討、調整及び進行管理に関すること。
- (2) 重要政策に関する情報の収集、分析、調査及び研究に関すること。
- (3) 知事の特命事項に関すること。
- (4) 和歌山県東京事務所に関すること。
- (5) 知事会に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (6) 新しい政策システムの確立に関すること(政策評価を含む。)  
(広報室の所掌事務)

第13条 広報室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政の広報及び報道に関すること。
- (2) 県政の広聴に関すること。
- (3) 庁内案内に関すること。  
(文化国際課の所掌事務)

第14条 文化国際課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化の振興に関すること(教育委員会の所掌に属するものを除く。)
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 国際化推進に関すること。
- (4) 海外移住に関すること。
- (5) 外国情報に関すること。
- (6) 国際協力に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (7) 旅券法(昭和26年法律第267号)の施行に関すること。
- (8) 和歌山県立文書館に関すること。
- (9) 和歌山県民文化会館に関すること。
- (10) 和歌山県国際交流センターに関すること。
- (11) 財団法人和歌山県文化振興財団に関すること。
- (12) 財団法人和歌山県国際交流協会に関すること。  
(総務部各課の所掌事務)

第15条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課

- (1) 条例、規則、訓令その他規程形式の文書の審査に関すること。
- (2) 和歌山県報の編集及び発行並びに官報報告に関すること。
- (3) 公益法人及び公益信託に係る事務の総括に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 文書の收受、配付、発送、編さん及び保存に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) 個人情報の保護に関すること。
- (8) 私立学校法(昭和24年法律第270号)の施行に関すること。
- (9) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)の施行に関すること。
- (10) 和歌山県私立学校審議会に関すること。
- (11) 和歌山県情報公開審査会に関すること。
- (12) 和歌山県個人情報保護審議会に関すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下「住民基本台帳法」という。)に関する事項を除く。)
- (13) 医科大学及び医科大学看護短期大学部に関すること。
- (14) 医科大学の改革推進及び医科大学の地方独立行政法人化に関すること。
- (15) 他の部の主管に属しないこと。

人事課

- (1) 職員の任免その他人事に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。

- (3) 職員の勤務評定に関する事。
- (4) 行政組織に関する事。
- (5) 行政事務の合理化及び能率向上に関する事。
- (6) 出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱(平成13年制定)に関する事。
- (7) 地方公務員災害補償基金に関する事。
- (8) 非常勤職員の公務災害補償に関する事。
- (9) 和歌山県特別職報酬等審議会、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会に関する事。
- (10) 職員の懲戒、分限及び服務に関する事。
- (11) 職員の考査及び指導に関する事。
- (12) 職員の表彰に関する事。
- (13) 職員の研修に関する事。
- (14) 和歌山県職員研修所の管理に関する事。
- (15) 職員の福利厚生に関する事。
- (16) 職員の安全及び健康に関する事。
- (17) 職員の児童手当に関する事。
- (18) 恩給(福祉保健総務課の所掌に属するものを除く。)及び退職年金に関する事。
- (19) 地方職員共済組合に関する事。
- (20) 財団法人和歌山県職員互助会に関する事。

## 財政課

- (1) 県議会に関する事。
- (2) 予算その他県の財政に関する事。
- (3) 地方交付税(県分)、県債、交通安全対策特別交付金(県分)及び一時借入金に関する事。
- (4) 県財政の公表に関する事。
- (5) 外部監査に関する事。
- (6) 当せん金付証券の発売に関する事。
- (7) 出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱(平成13年制定)に関する事。

## 税務課

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく県税収入及び県税に伴う県税外諸収入(以下「県税収入」という。)に関する事。
- (2) 地方譲与税に関する事。
- (3) 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号)の施行に関する事。
- (4) 自動車税等証紙特別会計に関する事。
- (5) 自動車税及び自動車取得税の証紙の売りさばきに関する事。
- (6) 収納員(県税収入分)の任免に関する事。

## 市町村課

- (1) 市町村等地方公共団体の行財政運営及び振興施策の助言等に関する事。
- (2) 市町村の廃置分合等に関する事。
- (3) 市町村区域内の町又は字の区域に関する事。
- (4) 公有水面埋立地の所属編入に関する事。
- (5) 住居表示に関する事。
- (6) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の施行に関する事。
- (7) 広域市町村圏に関する事。
- (8) 市町村の財政再建に関する事。
- (9) 地方交付税(市町村分)及び地方特例交付金(市町村分)に関する事。
- (10) 市町村税に関する事。
- (11) 市町村等地方公共団体の地方債に関する事。
- (12) 交通安全対策特別交付金(市町村分)及び地方譲与税(市町村分)に関する事。

- (13) 市町村の辺地総合整備計画に関する事。
- (14) 市町村職員の共済組合に関する事。
- (15) 公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和 47 年法律第 66 号) の施行に関する事 (市町村の土地開発公社に関する事項に限る。)
- (16) 自衛官募集事務に関する事。
- (17) 和歌山県自治紛争処理委員及び和歌山県固定資産評価審議会に関する事。
- (18) 和歌山県個人情報保護審議会に関する事 (住民基本台帳法に関する事項に限る。)
- (19) 振興局の統轄に関する事。

## 管財課

- (1) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (2) 庁内電話に関する事。
- (3) 庁内の取締り及び維持管理に関する事。
- (4) 総合庁舎の維持に関する事。
- (5) 職員住宅特別会計に関する事。

## 総務事務集中課

- (1) 給与事務、旅費事務、物品調達事務、軽易な支出事務その他の庶務事務に関する事。
- (2) 集中調達物品の調達に関する事。
- (3) 物品の出納に関する事。

## 総合防災課

- (1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) の施行に関する事。
- (2) 和歌山県防災会議に関する事。
- (3) 地震防災対策特別措置法 (平成 7 年法律第 111 号) の施行に関する事。
- (4) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成 14 年法律第 92 号) の施行に関する事。
- (5) 防災センター整備に関する事。

## 危機管理室

- (1) 県政に影響を及ぼす事件、事故その他の危機管理の総合調整に関する事。
- (2) 国民の保護のための法制に関する事。

## 消防保安課

- (1) 消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 及び消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) の施行に関する事。
- (2) 和歌山県消防学校に関する事。
- (3) 和歌山県防災航空センターに関する事。
- (4) 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) 及び武器等製造法 (昭和 28 年法律第 145 号) の施行に関する事。
- (5) 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) の施行に関する事。
- (6) 電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和 45 年法律第 96 号)、電気工事士法 (昭和 35 年法律第 139 号) 及び電気用品安全法 (昭和 36 年法律第 234 号) の施行に関する事。
- (7) 石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年法律第 84 号) の施行に関する事。
- (8) 和歌山県石油コンビナート等防災本部に関する事。

第 16 条 医科大学改革室においては、総務学事課の所掌事務のうち、前条総務学事課の項第 13 号及び第 14 号に掲げる事務を所掌する。

2 考査・研修室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第 10 号から第 14 号までに掲げる事務を所掌する。

3 職員厚生室においては、人事課の所掌事務のうち、前条人事課の項第 15 号から第 20 号までに掲げる事務を所掌する。

(企画部各課の所掌事務)

第 17 条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

## 企画総務課

- (1) 重要施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 重要施策に係る各部、行政委員会等との連絡調整に関すること。
- (3) 長期総合計画及び中期実施計画の策定及び進行管理に関すること。
- (4) 科学技術振興ビジョンの策定及び進行管理に関すること。
- (5) 科学技術基本法（平成7年法律第130号）の施行に関すること。
- (6) 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）の施行に関すること。
- (7) 近畿地方行政連絡会議及び県域を超えた広域行政に関すること。
- (8) 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）の施行に関すること。
- (9) 大学等高等教育機関に関すること。
- (10) 財団法人和歌山社会経済研究所に関すること。
- (11) 医大跡地の利用促進に関すること。
- (12) 和歌山県土地開発公社に関すること。
- (13) コスモパーク加太に関すること。
- (14) 健康村構想の推進に関すること。

## 地域振興課

- (1) 半島振興法（昭和60年法律第63号）の施行に関すること。
- (2) エネルギー対策に関すること。
- (3) 地域振興事業の推進に関すること。
- (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関すること。
- (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に関すること。
- (6) 土地基本法（平成元年法律第84号）に基づく施策の総合調整に関すること。
- (7) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の施行に関する次のこと。

## ア 特定住宅用地の譲渡の認定

## イ 土地等の譲渡予定価格に対する審査

- (8) 土地利用の調整に関すること。
- (9) 水需要の長期計画及び水資源の総合調整に関すること。
- (10) 水資源対策特別措置法（昭和48年法律第101号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 和歌山県土地利用審査会及び和歌山県国土利用計画地方審議会に関すること。
- (12) 世界遺産の保存・活用の総合調整に関すること。

## 総合交通政策課

- (1) 総合交通体系に関すること。
- (2) 地域交通の維持、整備及び調整に関すること。
- (3) 関西国際空港に関すること。

## 人権政策課

- (1) 人権施策の企画調整に関すること。
- (2) 人権に関する連絡調整に関すること。
- (3) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例（平成14年和歌山県条例第16号）の施行に関すること（ただし、和歌山県人権施策推進審議会の運営に限る。）。
- (4) 人権啓発の企画調整に関すること。

## 人権施策推進課

- (1) 人権施策の推進に関すること。
- (2) 和歌山県人権尊重の社会づくり条例の施行に関すること（ただし、和歌山県人権施策推進審議会の運営を除く。）
- (3) 人権啓発の推進に関すること。

## 情報政策課

- (1) 情報政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 電子県庁の推進に関すること。
- (3) 地域の高度情報化の推進に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 市町村の情報化の支援に関すること。

- (5) テレビ・ラジオの難視聴対策に関する事。
- (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の施行に関する事。
- (7) 和歌山県立情報交流センターBig・Uに関する事。

## 情報システム課

- (1) コンピュータシステム(ホストコンピュータ及び行政事務用端末等)の利用及び行政用情報通信ネットワークの基盤の整備に係る総合的企画及び調整に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) コンピュータシステム及び行政用情報通信ネットワークの管理及び運営に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (3) 情報セキュリティーポリシーに関する事。

## 統計課

- (1) 統計調査の実施に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県統計調査の総合調整に関する事。
- (3) 統計結果の公表に関する事。
- (4) 統計書等の編集発行に関する事。
- (5) 市町村が行う統計調査の指導及び統計思想の普及宣伝に関する事。

第18条 コスモパーク加太対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第12号及び第13号に掲げる事務を所掌する。

2 科学技術振興室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第4号及び第5号に掲げる事務を所掌する。

3 地域振興課分室においては、地域振興課の所掌事務のうち、世界遺産の保存管理の指導、活用施設の整備計画の策定、情報発信、NPO等の研修、交流活動等に関する事務を所掌する。

4 情報政策課情報交流センター分室においては、情報政策課の所掌事務のうち、和歌山県立情報交流センターの情報システム等の運営・管理に関する事務を所掌する。

(環境生活部各課の所掌事務)

第19条 環境生活部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

## 環境生活総務課

- (1) 自然環境及び生活環境の保全に関する施策の企画調整及び情報収集に関する事。
- (2) 地球環境保全施策の総合調整に関する事。
- (3) 環境基本法(平成5年法律第91号)及び和歌山県環境基本条例(平成9年和歌山県条例第41号)の施行に関する事。
- (4) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び和歌山県環境影響評価条例(平成12年和歌山県条例第10号)の施行に関する事。
- (5) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の施行に関する事。
- (6) 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の施行に関する事。
- (7) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関する事。
- (8) 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)の施行に関する事(環境管理課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成2年和歌山県条例第8号)の施行に関する事(循環型社会推進課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 環境保全施設整備資金借入申込に係る施設認定に関する事。
- (11) 環境の事前調査及び影響評価に関する事。
- (12) 和歌山県環境審議会に関する事。
- (13) 温泉法(昭和23年法律第125号)の施行に関する事。
- (14) 和歌山県環境衛生研究センターに関する事。
- (15) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行に関する事。

- (16)自然公園法(昭和32年法律第161号)及び和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)の施行に関する事。
- (17)自然環境保全法(昭和47年法律第85号)及び和歌山県自然環境保全条例(昭和47年和歌山県条例第38号)の施行に関する事。
- (18)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の施行に関する事。
- (19)和歌山県自然海浜保全地区条例(平成11年和歌山県条例第8号)の施行に関する事。
- (20)和歌山県自然保護基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和48年和歌山県条例第1号)の施行に関する事。
- (21)自然保護の普及及び啓発活動に関する事。
- (22)国立公園、国定公園及び県立自然公園の施設整備に関する事。
- (23)和歌山県ふるさと自然公園国民休養地に関する事。
- (24)自然再生に関する事。
- (25)和歌山県鳥獣保護センターに関する事。

## 循環型社会推進課

- (1)循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の施行に関する事。
- (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事(廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)
- (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に関する事。
- (4)特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の施行に関する事。
- (5)建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(平成12年法律第108号)の施行に関する事(再資源化に関する事に限る。)
- (6)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の施行に関する事。
- (7)新エネルギーに関する事。
- (8)和歌山県地域環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成2年和歌山県条例第8号)の施行に関する事(地域環境保全に関する施設の整備事業に限る。)
- (9)大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事(廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。)
- (10)財団法人和歌山環境保全公社に関する事。
- (11)(仮称)財団法人紀南環境整備公社に関する事。

## 廃棄物対策課

- (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関する事(産業廃棄物並びに投棄及び焼却の禁止に関する事に限る。)
- (2)大阪湾広域臨海環境整備センターに関する事(産業廃棄物に関する事に限る。)

## 食品安全企画課

- (1)食の安全に関する企画調整に関する事。
- (2)水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関する事。
- (3)飲料水供給施設の布設及び維持管理の指導監督に関する事。

## 生活衛生課

- (1)食品衛生法(昭和22年法律第233号)の施行に関する事。
- (2)理容師法(昭和22年法律第234号)及び美容師法(昭和32年法律第163号)の施行に関する事。
- (3)旅館業法(昭和23年法律第138号)、興行場法(昭和23年法律第137号)、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)及びクリーニング業法(昭和25年法律第207号)の施行に関する事。
- (4)墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の施行に関する事。
- (5)狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の施行に関する事。
- (6)製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行に関する事。

- (7) 調理師法(昭和33年法律第147号)の施行に関する事。
- (8) 健康増進法(平成14年法律第103号)の施行に関する事(特別用途表示及び栄養表示基準関係に限る。)
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の施行に関する事。
- (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)の施行に関する事。
- (11) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する事。
- (12) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事(畜産課の所掌に属するものを除く。)
- (13) 国民生活金融公庫法(昭和24年法律第49号)による融資の推薦に関する事。
- (14) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事。
- (15) 和歌山県魚介類行商条例(昭和42年和歌山県条例第7号)の施行に関する事。
- (16) 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(平成11年和歌山県条例第41号)の施行に関する事。
- (17) 遊泳用プールの水質、施設及び維持管理基準に関する事。
- (18) 和歌山県クリーニング師試験委員、和歌山県製菓衛生師試験委員及び和歌山県環境衛生適正化審議会に関する事。
- (19) 和歌山県動物愛護センターに関する事。
- (20) と畜場法(昭和28年法律第114号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)及び化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の施行に関する事。

## 環境管理課

- (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関する事。
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の施行に関する事。
- (3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)の施行に関する事。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行に関する事。
- (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の施行に関する事。
- (6) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の施行に関する事。
- (7) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の施行に関する事。
- (8) 和歌山県公害防止条例の施行に関する事(特定施設その他公害の規制に関するものに限る。)
- (9) 公害の苦情処理に関する事。

## 県民生活課

- (1) 和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)の施行に関する事。
- (2) 消費者の啓発・教育に関する事。
- (3) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)の施行に関する事。
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の施行に関する事。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の施行に関する事。
- (6) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)の施行に関する事。
- (7) 国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)の施行に関する事。
- (8) 生活関連物資の価格及び需給の動向に関する事。
- (9) 金融広報委員会に関する事。

- (10) 県民相談に関する事。
- (11) 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)の施行に関する事。
- (12) 交通安全対策の企画及び調整に関する事。
- (13) 交通安全運動及び関係団体の指導に関する事。
- (14) 踏切事故防止総合対策及び自転車駐車対策の企画及び調整に関する事。
- (15) 和歌山県こどもの交通安全基金に関する事。
- (16) 和歌山県消費生活審議会及び和歌山県交通安全対策会議に関する事。
- (17) 和歌山県交通事故相談所及び和歌山県消費生活センターに関する事。
- (18) 和歌山交通公園の管理に関する事(住宅環境課の所掌に属するものを除く。)
- (19) 安心して安全な生活の推進に関する事。

## NPO協働推進課

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)及び和歌山県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年和歌山県条例第32号)の施行に関する事。
- (2) ボランティア活動の推進に関する事。
- (3) NPO(民間非営利団体)活動の推進に関する事。
- (4) NPOと行政の協働推進に関する事。
- (5) 和歌山県NPOサポートセンターに関する事。
- (6) ふるさと誕生日に関する事。
- (7) あすの和歌山を創る生活運動協議会に関する事。

## 青少年課

- (1) 青少年の健全育成の企画調整に関する事。
- (2) 青年団体及び少年少女団体の育成指導に関する事。
- (3) 和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)の施行に関する事。
- (4) 青少年非行防止対策に関する事。
- (5) 市町村青少年補導センターの指導に関する事。
- (6) 和歌山県青少年問題協議会に関する事。
- (7) 県立青少年の家に関する事。
- (8) 紀北公園(住宅環境課の所掌に属するものを除く。)、和歌山県青少年活動センターその他青少年施設の管理に関する事。
- (9) 社団法人和歌山県青少年育成協会に関する事。

## 男女共生社会推進課

- (1) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (3) 和歌山県男女共同参画推進条例(平成14年和歌山県条例第14号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 男女共同参画の推進のための施策の総合企画、総合調整及び進行管理に関する事。
- (5) 和歌山県男女共同参画審議会に関する事。
- (6) 女性団体の連絡調整に関する事。
- (7) 和歌山県男女共生社会推進センターに関する事。

(福祉保健部各課室の所掌事務)

第20条 福祉保健部各課室の所掌事務は、次のとおりとする。

## 福祉保健総務課

- (1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の施行に関する事。
- (2) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の施行に関する事。
- (3) 和歌山県愛の基金に関する事。
- (4) 紀南大規模年金保養基地に関する事。
- (5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属

するものを除く。)

- (6) 民生委員法(昭和23年法律第198号)の施行に関する事。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)の施行に関する事。
- (8) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に関する事。
- (10) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の施行に関する事。
- (11) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)の施行に関する事。
- (12) 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)及び未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)の施行に関する事。
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の施行に関する事。
- (14) 引揚者給付金等支給法(昭和32年法律第109号)及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第114号)の施行に関する事。
- (15) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の施行に関する事。
- (16) 恩給法(大正12年法律第48号)の施行に関する事。
- (17) 旧軍人軍属であった者の身上の取扱いに関する事。
- (18) 和歌山県社会福祉審議会に関する事。
- (19) 保健所の統括及び運営に関する事。
- (20) 和歌山県福祉保健研修・人材センターの管理に関する事。

#### 子育て推進課

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行に関する事。
- (3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の施行に関する事。
- (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)の施行に関する事。
- (5) 社会福祉法の施行に関する事(児童福祉に関するものに限る。)
- (6) 売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行に関する事。
- (7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (8) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行に関する事。
- (9) 少子化対策の企画・研究及び総合調整に関する事。
- (10) 幼保総合行政の推進に関する事。
- (11) 保育士試験に関する事。
- (12) 乳幼児及びひとり親家庭の医療費の助成に関する事。
- (13) 和歌山県紀南児童相談所に関する事。
- (14) 県立仙溪学園に関する事。
- (15) 家庭児童相談室に関する事。
- (16) 和歌山県女性相談所及び和歌山県女性保護施設なぐさホームに関する事。

#### 長寿社会推進課

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の施行に関する事。
- (2) 社会福祉法の施行に関する事(老人福祉に関するものに限る。)
- (3) 老人福祉に関する事。
- (4) 高齢者対策の企画調整及び調査研究に関する事。
- (5) 高齢社会対策の総合調整に関する事。
- (6) 和歌山県老人医療費補助事業に関する事。
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事。

- (8) 和歌山県介護保険審査会に関する事。
- (9) 和歌山県国民健康保険団体連合会の指導監督に関する事(介護保険法の施行に関するものに限る。)

## 障害福祉課

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の施行に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の施行に関する事。
- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の施行に関する事。
- (4) 児童福祉法の施行に関する事(身体障害児、知的障害児及び重症心身障害児の福祉に関するものに限る。)
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の施行に関する事。
- (6) 社会福祉法の施行に関する事(障害者(児)の福祉に関するものに限る。)
- (7) 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年和歌山県条例第10号)の施行に関する事。
- (8) 和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (9) 障害者(児)福祉に関する事。
- (10) 重度心身障害児(者)の医療費の助成に関する事。
- (11) 和歌山県障害者施策推進協議会に関する事。
- (12) 和歌山県子ども・障害者相談センターに関する事。
- (13) 県立有功ヶ丘学園に関する事。
- (14) 社会福祉法人和歌山県福祉事業団に関する事。

## 医務課

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)の施行に関する事。
- (2) 医師法(昭和23年法律第201号)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)の施行に関する事。
- (3) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)及び臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の施行に関する事。
- (4) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)の施行に関する事。
- (5) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)の施行に関する事。
- (6) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)及び歯科技工士法(昭和30年法律第168号)の施行に関する事。
- (7) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の施行に関する事。
- (8) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の施行に関する事。
- (9) 独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)の施行に関する事。
- (10) 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の施行に関する事。
- (11) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の施行に関する事。
- (12) 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)の施行に関する事。
- (13) 地域保健法(昭和22年法律第101号)の施行に関する事。
- (14) 県の保健業務等に従事した医師等の災害給付に関する条例(昭和46年和歌山県条例第7号)の施行に関する事。
- (15) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例(昭和38年和歌山県条例第18号)の施行に関する事。
- (16) 人口動態統計及び衛生に関する調査統計に関する事。
- (17) 救急医療及び救急医療情報システムに関する事。
- (18) 地域医療行政の企画、調整及び指導に関する事。
- (19) 医療安全相談に関する事。
- (20) 和歌山県医療審議会に関する事。
- (21) 准看護師試験委員に関する事。

- (22) 県立高等看護学院、県立なぎ看護学校及び県立こころの医療センターに関する事。
- (23) 財団法人和歌山県救急医療情報センターに関する事。
- (24) 財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会に関する事。

## 健康対策課

- (1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)の施行に関する事。
- (2) 母体保護法(昭和23年法律第156号)の施行に関する事。
- (3) 児童福祉法の施行に関する事(育成医療、小児慢性特定疾患対策及び結核児童の療育に限る。)
- (4) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の施行に関する事。
- (5) 結核予防法(昭和26年法律第96号)の施行に関する事。
- (6) らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)の施行に関する事。
- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する事。
- (8) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の施行に関する事。
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の施行に関する事。
- (10) 老人保健法の施行に関する事(国民健康保険課の所掌に属するものを除く。)
- (11) 栄養士法(昭和22年法律第245号)の施行に関する事。
- (12) 健康増進法の施行に関する事(食品安全企画課の所掌に属するものを除く。)
- (13) 地方病対策に関する事。
- (14) 特定疾患及び小児慢性特定疾患対策事業に関する事。
- (15) 生活習慣病予防対策事業に関する事。
- (16) 県民の健康づくり推進事業に関する事。
- (17) 保健師の業務に関する事。
- (18) 歯科保健に関する事。
- (19) 結核の診査に関する協議会、感染症の診査に関する協議会、和歌山県精神保健福祉審議会及び和歌山県精神医療審査会に関する事。
- (20) 和歌山県精神保健福祉センターに関する事。
- (21) 和歌山県子ども保健福祉相談センターに関する事。

## 薬務課

- (1) 薬剤師法(昭和35年法律第146号)の施行に関する事。
- (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)の施行に関する事(畜産課の所掌に属するものは除く。)
- (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)の施行に関する事。
- (4) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)及びあへん法(昭和29年法律第71号)の施行に関する事。
- (5) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(平成14年法律第96号)の施行に関する事。
- (6) 医薬品副作用被害救済基金法(昭和54年法律第55号)の施行に関する事。
- (7) 薬事工業生産動態調査に関する事。
- (8) 医薬品等の生産振興対策及び需給調査に関する事。
- (9) 医薬品等の安全対策に関する事。
- (10) 薬用植物の関係業務に関する事。
- (11) 生物学的製剤に関する事。
- (12) 薬物乱用対策推進事業に関する事。
- (13) 献血推進事業に関する事。
- (14) 骨髄バンク普及推進事業に関する事。

- (15) 医薬分業に関する事。
  - (16) 非常用医薬品等備蓄に関する事。
  - (17) 和歌山県薬事審議会及び和歌山県麻薬中毒審査会に関する事。
- (商工労働部各課の所掌事務)

第21条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工労働総務課

- (1) 商工労働行政の企画、立案及び調整に関する事。
- (2) 産業情報の収集及び分析に関する事。
- (3) 産業の高度情報化の推進に関する事。
- (4) 鉱業法（昭和33年法律第174号）の施行に関する事。
- (5) 和歌山県中小企業振興対策審議会に関する事。
- (6) 特定企業対策連絡協議会に関する事。
- (7) 和歌山県公営競技事務所にに関する事。
- (8) 社団法人和歌山県経済センターに関する事。
- (9) 和歌山県立わかやま館に関する事。
- (10) 計量法（平成4年法律第51号）に関する事。
- (11) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）の施行に関する事。
- (12) 中小企業振興資金の債権管理に関する事。
- (13) 企業誘致に関する事。
- (14) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関する事。
- (15) 和歌山県産業開発基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和57年和歌山県条例第7号）及び和歌山県企業立地促進資金貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和58年和歌山県条例第8号）の施行に関する事。
- (16) 電源立地特別交付金に関する事。
- (17) 企業立地促進対策に係る助成及び資金貸付けに関する事。
- (18) 工業団地造成利子補給金に関する事。
- (19) 租税特別措置に係る事業用資産の買換特例を適用する工場適地の確定の申請及び証明に関する事。
- (20) 企業誘致対策本部に関する事。

商工振興課

- (1) 商工業の振興に関する事。
- (2) 国際経済交流の推進に関する事。
- (3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関する事。
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関する事。
- (5) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）の施行に関する事。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の施行に関する事。
- (7) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の施行に関する事。
- (8) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の施行に関する事。
- (9) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の施行に関する事。
- (10) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事。
- (11) 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成3年法律第82号）及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関する事。
- (12) 中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）の施行に関する事。
- (13) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関する事。
- (14) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関する事。
- (15) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事。
- (16) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律

(昭和52年法律第74号)の施行に関する事。

- (17)家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)及び消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関する事。
- (18)石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事。
- (19)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)の施行に関する事。
- (20)中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)の施行に関する事(中小企業労働力確保推進事業費補助金に関する事に限る。)
- (21)特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)の施行に関する事。
- (22)エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)の施行に関する事。
- (23)和歌山県露店営業条例(昭和26年和歌山県条例第42号)の施行に関する事。

#### 産業支援課

- (1)新産業創出・育成に関する事。
- (2)中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)の施行に関する事。
- (3)中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)の施行に関する事(商工金融課の所掌に属するものを除く。)
- (4)産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)の施行に関する事。
- (5)新事業創出促進法(平成10年法律第152号)の施行に関する事。
- (6)下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)の施行に関する事。
- (7)下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の施行に関する事。
- (8)発明、特許、実用新案、意匠及び商標に関する事。
- (9)科学技術の振興に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (10)中小企業の技術指導に関する事。
- (11)中小企業の金融に関する事。
- (12)信用保証協会法(昭和28年法律第196号)の施行に関する事。
- (13)中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)及び小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)の施行に関する事。
- (14)中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行に関する事(創造的中小企業創出支援事業に係る資金投資事業に関する事に限る。)
- (15)和歌山県工業技術センターに関する事。
- (16)財団法人わかやま産業振興財団に関する事(他の課室の所掌に関するものを除く。)

#### 公営企業課

- (1)公営企業に関する事。
- (2)和歌山県工業用水道管理センターに関する事。

#### マーケティング企画課

- (1)県産品のマーケティング支援に係る企画立案及び調整に関する事。
- (2)県産品のマーケティング支援に係る情報収集、情報発信及び調査研究に関する事。
- (3)ソフトアンテナショップ「和歌山まるごとフェア」の企画、運営に関する事。
- (4)「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に関する事。
- (5)海外への販路開拓に関する事。

#### マーケティング推進課

- (1)県産品の調査に関する事。
- (2)県産品の情報収集、分析及び管理に関する事。
- (3)消費者情報、市場情報の収集、分析及び管理並びに生産者への情報提供に関する事。
- (4)新製品開発提案に関する事。
- (5)県産品の販路開拓及び拡大に関する事。

## 観光振興課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 観光施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (3) 和歌山県観光審議会に関すること。
- (4) 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）の施行に関すること。
- (5) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の施行に関すること。
- (6) 観光基本法（昭和 38 年法律第 107 号）の施行に関すること。
- (7) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号）の施行に関すること。
- (8) 社団法人和歌山県観光連盟に関すること。

## 観光交流課

- (1) 国際観光の推進に関すること。
- (2) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）の施行に関すること。
- (3) 関西国際空港観光案内所運営協議会に関すること。
- (4) 観光資源の開発に関すること。
- (5) 観光資源の活用に係る各部局間の連絡調整に関すること。
- (6) 通訳案内業法（昭和 24 年法律第 210 号）の施行に関すること。
- (7) 和歌山県優良土産品の推薦に関すること。

## 労働企画課

- (1) 労働行政の企画、調整に関すること。
- (2) 労働福祉に関すること。
- (3) 労働教育に関すること。
- (4) 労働事情の調査及び情報収集に関すること。
- (5) 中小企業の労働相談に関すること。
- (6) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）の施行に関すること。
- (7) 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）の施行に関すること。
- (8) 勤労青少年福祉法（昭和 45 年法律第 98 号）の施行に関すること。
- (9) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）の施行に関すること。
- (10) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）の施行に関すること。
- (11) 和歌山県勤労福祉会館に関すること。
- (12) 和歌山県労働センターに関すること。
- (13) 財団法人和歌山県勤労福祉協会に関すること。
- (14) 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に関すること。

## 雇用推進課

- (1) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の施行に関すること。
- (2) 雇用・能力開発機構法（平成 11 年法律第 20 号）の施行に関すること。
- (3) 和歌山県職業能力開発審議会に関すること。
- (4) 県立高等技術専門校に関すること。
- (5) 和歌山県職業能力開発協会に関すること。
- (6) 雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）の施行に関すること。
- (7) 高年齢等者の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）の施行に関すること。
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の施行に関すること。
- (9) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）の施行に関すること。

第 2 2 条 企業立地室においては、商工労働総務課の所掌事務のうち、前条商工労働総務課の項第 20 号から第 27 号までに掲げる事務を所掌する。

（農林水産部各課の所掌事務）

第23条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

- (1) 農林水産行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 種苗法（昭和22年法律第115号）の施行に関すること。
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の施行に関すること。
- (4) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関すること。
- (5) 農村総合整備計画の作成指導に関すること。
- (6) 経営対策体制整備に関すること。
- (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行に関すること。
- (8) 農地保有合理化に関すること。
- (9) 中山間地域等直接支払制度に関すること。
- (10) 財団法人和歌山県農業公社に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 農地法（昭和27年法律第229号）の施行に関すること。
- (12) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の施行に関すること。
- (13) 農業委員会及び農業会議が行う補助事業等に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。
- (14) 農業者年金基本法（昭和45年法律第78号）の施行に関すること（農業者年金に係る監査、指導及び委託に限る。）。
- (15) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）及び市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の施行に関すること。
- (16) 県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (17) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (18) 農林水産業の動向、各種統計資料、行政資料等の収集及び分析に関すること。
- (19) 農林水産業情報化推進に関すること。
- (20) 農業協同組合及び漁業協同組合の検査に関すること。
- (21) 和歌山県農林水産総合技術センターの統轄に関すること。

経営支援課

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の施行に関すること。
- (2) 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の施行に関すること。
- (3) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）の施行に関すること。
- (4) 農業金融に関すること。
- (5) 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）の施行に関すること。
- (6) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の施行に関すること。
- (7) 農業協同組合合併助成法（昭和36年法律第48号）の施行に関すること。
- (8) 農業倉庫業法（大正6年法律第15号）の施行に関すること。
- (9) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関すること。
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の施行に関すること（農業協同組合等の共同利用施設に関するものに限る。）。
- (11) 和歌山県農業共済保険審査会に関すること。
- (12) 経営構造対策に関すること。
- (13) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

農村計画課

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関すること（経営構造対策、農業生産総合対策、県営農道整備その他の他の課室の所掌に属する事業については手続に限る。）。
- (2) 土地改良施設（県営農道施設その他の他の課室の所掌に属するものを除く。）の維持管理、処分及び調査等に関すること。

- (3) 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)の施行に関する事。
- (4) 農業農村整備事業の総合調整に関する事。
- (5) 農業農村整備事業(県営農道整備、農業集落排水事業その他の他の課室の所掌に属するものを除く。)の企画及び調査に関する事。
- (6) 国営土地改良事業の施行に伴う調整及び指導に関する事。

## 農地整備課

- (1) 農業農村整備事業(県営農道整備、農業集落排水事業その他の他の課室の所掌に属するものを除く。)の指導及び実施に関する事。
- (2) 農業水利に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の施行に関する事(農地保全に限る。)
- (4) 海岸法(昭和31年法律第101号)の施行に関する事(農地保全に限る。)
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の施行に関する事(農地保全に係る海岸保全施設に限る。)
- (6) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の施行に関する事(農地及び農業用施設に限る。)
- (7) 県単小規模土地改良事業の実施に関する事。
- (8) 地方単独事業の実施に関する事。

## 果樹園芸課

- (1) 果樹、野菜、花き、主要食糧及び特用作物の振興並びに生産技術の改善指導に関する事。
- (2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の施行に関する事。
- (3) 主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)の施行に関する事。
- (4) 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和36年法律第201号)の施行に関する事。
- (5) 蚕糸業法(昭和20年法律第57号)の施行に関する事。
- (6) 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)の施行に関する事。
- (7) 果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の施行に関する事。
- (8) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)の施行に関する事。
- (9) 和歌山県青果物出荷規格条例(昭和46年和歌山県条例第9号)の施行に関する事。
- (10) 水田農業確立対策に関する事。
- (11) 果樹、野菜、花き及び特用作物の集出荷に関する事。
- (12) 農産物の加工対策及び需要拡大に関する事。
- (13) 農産物及び農産物加工品の流通に関する事。
- (14) 和歌山県卸売市場審議会に関する事。
- (15) トレーサビリティシステム導入促進に関する事。
- (16) 植物防疫法(昭和25年法律第151号)の施行に関する事。
- (17) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)及び肥料取締法(昭和25年法律第127号)の施行に関する事。
- (18) 地力増進法(昭和59年法律第34号)の施行に関する事。
- (19) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)の施行に関する事。
- (20) 農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の施行に関する事。
- (21) 土壌保全対策に関する事。
- (22) 農作物の野生鳥獣害防止対策に関する事。
- (23) 食品産業の育成及び指導に関する事。
- (24) ふるさと認証食品に関する事。
- (25) 特別栽培農作物の認証に関する事。
- (26) 食品リサイクルに関する事。

(27)和歌山県農林水産総合技術センター及び和歌山県農作物病虫害防除所に関すること。  
畜産課

- (1) 畜産振興に関すること。
- (2) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の施行に関すること。
- (3) 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)の施行に関すること。
- (4) 養ほう振興法(昭和30年法律第180号)及びみつばち転飼条例(昭和41年条例第42号)の施行に関すること。
- (5) 畜産再編総合対策関係事業の実施に関すること。
- (6) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)の施行に関すること。
- (7) 畜産経営環境保全事業の実施に関すること。
- (8) 農用地開発事業の実施に関すること(畜産部門に限る。)
- (9) 農業改良資金助成法の施行に関すること(畜産振興資金に限る。)
- (10) 農林業地域改善対策事業の実施に関すること(畜産部門に限る。)
- (11) 学校給食用牛乳供給事業の実施に関すること。
- (12) 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和36年法律第183号)の施行に関すること。
- (13) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)の施行に関すること。
- (14) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)の施行に関すること。
- (15) 家畜商法(昭和24年法律第208号)及び家畜取引法(昭和31年法律第123号)の施行に関すること。
- (16) 和歌山県種雄豚検査条例(昭和32年和歌山県条例第11号)の施行に関すること。
- (17) 畜産統計の情報処理に関すること。
- (18) 畜産団体の指導育成に関すること。
- (19) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に関すること。
- (20) 薬事法の施行に関すること(動物用医薬品に限る。)
- (21) 獣医師法(昭和24年法律第186号)の施行に関すること。
- (22) 獣医療法(平成4年法律第46号)の施行に関すること。
- (23) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること(家畜部門に限る。)
- (24) 家畜保健衛生所に関すること。
- (25) 和歌山県農林水産総合技術センターに関すること。

就農促進課

- (1) 農業改良普及に関すること。
- (2) 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)の施行に関すること。
- (3) 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)の施行に関すること。
- (4) 青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)の施行に関すること。
- (5) 和歌山県農業大学校及び和歌山県就農支援センターに関すること。
- (6) 財団法人和歌山県農業公社(青年農業者等育成センターに関するものに限る。)に関すること。

新ふるさと推進課

- (1) 新ふるさと創り及び緑の雇用事業に関する総合企画・調整に関すること。
- (2) 新ふるさと創り及び緑の雇用事業の基本方針の策定に関すること。
- (3) 新ふるさと創り及び緑の雇用事業の事業実施に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 新ふるさと創りを推進するための協議会等に関すること。
- (5) 新ふるさと創りの推進組織体の研究に関すること。
- (6) 新ふるさと創り及び緑の雇用事業の推進のための関係機関等との調整に関すること。
- (7) 緑の雇用事業を恒久対策とするための取り組みに関すること。

- (8) 緑の雇用事業の実施計画及び事業の進行管理に関する事。
- (9) 緑の雇用事業による雇用促進のための関係機関等との連携に関する事。
- (10) 緑の雇用事業関連の新規就業希望者からの問い合わせに関する事。
- (11) 木質バイオマスのエネルギー等への利用促進に関する事。

## 林業振興課

- (1) 林業振興に関する事。
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)の施行に関する次の事。
  - ア 地域森林計画の樹立及び指導に関する事。
  - イ 林道その他林産物搬出施設に関する事(道路建設課の所掌に属するものを除く。)
  - ウ 林産物に関する事。
  - エ 林業普及指導事業に関する事。
- (3) 林業経営の指導に関する事。
- (4) 林業の後継者及び担い手の育成に関する事。
- (5) 林業労働対策に関する事。
- (6) 森林組合法(昭和53年法律第36号)及び森林組合合併助成法(昭和38年法律第56号)の施行に関する事。
- (7) 林業種苗法(昭和45年法律第89号)の施行に関する事(育種種穂採取及び英樹等挿木苗養成事業に限る。)
- (8) 農林漁業金融公庫法の施行に関する事(振興山村資金及び過疎地域経営改善資金を除く林業資金に限る。)
- (9) 林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)の施行に関する事。
- (10) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に関する事。
- (11) 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)の施行に関する事(林業信用保証に限る。)
- (12) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事(林道事業に限る。)
- (13) 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の施行に関する事(林道事業に限る。)
- (14) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)の施行に関する事。
- (15) 和歌山県森林審議会に関する事。
- (16) 和歌山県農林水産総合技術センターに関する事。

## 森林整備課

- (1) 森林法の施行に関する次の事。
  - ア 治山事業に関する事。
  - イ 保安林に関する事。
  - ウ 造林に関する事。
  - エ 間伐対策に関する事。
  - オ 森林保全管理に関する事。
  - カ 民有林における開発行為の許可に関する事。
- (2) 保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)の施行に関する事。
- (3) 治山治水緊急措置法(昭和35年法律第21号)の施行に関する事(治山事業に限る。)
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の施行に関する事(林野庁の所管に属するものに限る。)
- (5) 森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)の施行に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (6) 林業種苗法の施行に関する事(林業振興課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)の施行に関する事。

- (8) 森林国営保険法 (昭和12年法律第25号) の施行に関する事。
- (9) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) の施行に関する事 (治山事業に限る。)
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事 (治山事業に限る。)
- (11) 激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関する事 (治山事業及び造林事業に限る。)
- (12) 分収林特別措置法 (昭和33年法律第57号) の施行に関する事。
- (13) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の施行に関する事 (治山事業に限る。)
- (14) 森林総合利用に関する事。
- (15) 県有林に関する事。
- (16) 緑化推進に関する事。
- (17) 林木育種に関する事。
- (18) 和歌山県植物公園緑花センターに関する事。
- (19) 社団法人和歌山県林業公社に関する事。
- (20) 森林公園に関する事。
- (21) 緑の雇用推進に係るボランティアの育成に関する事。

## 定住促進課

- (1) 山村振興法 (昭和40年法律第64号) の施行に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 山村対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関する事。
- (3) 山村振興対策事業に関する事。
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) の施行に関する事 (他の課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 過疎対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関する事。
- (6) 過疎対策事業に関する事。
- (7) 農林漁業金融公庫法の施行に関する事 (振興山村資金及び過疎地域経営改善資金に限る。)
- (8) 特定農山村法 (平成5年法律第72号) の施行に関する事。
- (9) Iターン者等の定住促進に関する事。
- (10) ふるさと定住センターに関する事。
- (11) 森林・林業基本法に基づく事業に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (12) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 (昭和41年法律第126号) の施行に関する事。
- (13) 特用林産物の振興対策に関する事。
- (14) 森林法の施行に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (15) 和歌山県農林水産総合技術センターに関する事。

## 水産振興課

- (1) 水産業の振興に関する事。
- (2) 水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 及び中小漁業融資保証法 (昭和27年法律第346号) の施行に関する事。
- (3) 農林漁業金融公庫法 (昭和27年法律第355号) の施行 (水産業関係資金に限る。) 及び漁業金融に関する事。
- (4) 漁村の後継者育成強化に関する事。
- (5) 水産基本法 (平成13年法律第89号)、沿岸漁場整備開発法 (昭和49年法律第49号) 及び漁港漁場整備法 (平成14年法律第137号) の施行に関する事。
- (6) 栽培漁業に関する事。
- (7) 水産物の流通加工に関する事。
- (8) 和歌山県水産業振興対策審議会に関する事。

- (9) 和歌山県栽培漁業センター及び和歌山県北部栽培漁業センターの管理に関する事。
- (10) 和歌山県農林水産総合技術センターに関する事。

## 資源管理課

- (1) 水産資源の管理に関する事。
- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)の施行に関する事。
- (3) 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)の施行に関する事。
- (4) 漁船法(昭和25年法律第178号)及び船舶法(明治32年法律第46号)の施行に関する事。
- (5) 漁業取締及び漁業取締船の管理・運行に関する事。
- (6) 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)の施行に関する事。
- (7) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)の施行に関する事。
- (8) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)の施行に関する事。
- (9) 資源管理型漁業の推進に関する事。
- (10) 漁場の環境保全に関する事。

第24条 エコ農業推進室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第16号から第27号までに掲げる事務を所掌する。

(県土整備部各課の所掌事務)

第25条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

## 県土整備総務課

- (1) 県土整備行政の政策企画及び調整に関する事。
- (2) 県土整備関係防災対策の推進に関する事。
- (3) 県土整備部所管の地方機関の統轄に関する事。

## 技術調査課

- (1) 公共事業(土木関係)の設計積算基準の作成及び電算処理に関する事。
- (2) 公共事業の労務費及び建設資材単価の調査に関する事。
- (3) 県土整備部の技術面における連絡調整に関する事。
- (4) 建設副産物対策に関する事。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に係る分別解体等の実施並びに解体工事業者に係る登録及び総括に関する事。
- (6) 新技術、新工法を活用・普及するための制度に関する事。
- (7) 公共事業再評価・事後評価に関する事。
- (8) 公共工事コスト縮減対策部会の事務局に関する事。
- (9) 検査全般に関する事。
- (10) 工事(農林水産部に属する工事及び企画部に属する地方改善事業に係る工事を除く。)の技術指導に関する事。
- (11) 建設業法(昭和24年法律第100号)の施行に関する事。
- (12) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関する事(浄化槽工事業者に係る登録に限る。)
- (13) 測量法(昭和24年法律第188号)の施行に関する事。
- (14) 建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)の施行に関する事。
- (15) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の施行に関する事。
- (16) 県土整備部所管に係る建設工事並びに調査、測量及び設計の請負契約に関する事。
- (17) 建設工事及び建設関連業者の入札参加者の資格審査に関する事。
- (18) 建設工事等の調査統計に関する事。
- (19) 和歌山県建設工事紛争審査会に関する事。
- (20) 電子入札・電子納品に関する事。
- (21) 建設産業構造改革に関する事。
- (22) 入札契約制度に関する事。

(23) 土木工事事務管理システムに関すること。

事業進行課

- (1) 県土整備部における工事の工程管理に関すること。
- (2) 用地買収事務及び補償事務の指導に関すること。
- (3) 公共用地の取得に関する特別措置法 (昭和 36 年法律第 150 号) の施行に関すること。
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (5) 土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) の施行に関すること。
- (6) 和歌山県収用委員会に関すること。
- (7) 国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 及び国有財産特別措置法 (昭和 27 年法律第 219 号) の施行に関すること (法定外公共用財産で国土交通大臣の所管に属するものに限る。)
- (8) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 90 条第 2 項及び下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 36 条に関すること (地方分権推進計画の実施に合わせて行うものに限る。)

道路政策課

- (1) 道路網の整備計画に関すること。
- (2) 直轄国道の整備促進及び総合調整に関すること。
- (3) 道路交通調査に関すること。
- (4) 和歌山県道路公社に関すること。
- (5) 高規格幹線道路の建設に係る公共事業計画及び関連事業の総合調整に関すること。
- (6) 高速道路事業に係る用地取得事務の指導に関すること。
- (7) 高速道路事業に係る測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (8) 近畿自動車道紀南高速事務所に関すること。

道路保全課

- (1) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) の施行に関すること (舗装、維持、修繕及び管理に関するものに限る。)
- (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること (道路災害復旧事業に係るものに限る。)
- (3) 道路の交通安全施設及び災害防除事業に関すること。
- (4) 市町村道事業の指導に関すること。

道路建設課

- (1) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (2) 踏切道改良促進法 (昭和 36 年法律第 195 号) の施行に関すること。
- (3) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) の施行に関すること (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) の施行に関すること (県営農道整備事業に限る。)
- (5) 県営林道事業に関すること。
- (6) 山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) の施行に関すること (林道事業に限る。)
- (7) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) の施行に関すること (林道事業に限る。)
- (8) 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律 (昭和 36 年法律第 112 号) の施行に関すること (林道事業に限る。)
- (9) ふるさと林道緊急整備事業に関すること。

河川課

- (1) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) の施行に関すること。
- (2) 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) の施行に関すること。
- (3) 運河法 (大正 2 年法律第 16 号) の施行に関すること。

- (4) 砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) の施行に関する事。
- (5) 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号) の施行に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行のうち総括事務に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (7) 土木施設の県単独災害復旧の事務に関する事。
- (8) 河川の災害復旧の技術に関する事。
- (9) 和歌山県河川審議会及び和歌山県水防協議会に関する事。

## 砂防課

- (1) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号) の施行に関する事。
- (2) 地すべり等防止法の施行に関する事 (国土交通省の所管に属するものに限る。)
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) の施行に関する事。
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) の施行に関する事。
- (5) 採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) の施行に関する事。
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関する事 (砂防災害復旧事業に係るものに限る。)

## 生活排水課

- (1) 下水道課の予算、決算及び支出に関する事。
- (2) 農業農村整備事業 (農業集落排水事業に限る。) の企画、調査及び指導に関する事。
- (3) 浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) の施行に関する事 (県土整備総務課及び都市政策課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和 60 年和歌山県条例第 33 号) の施行に関する事。
- (5) 財団法人和歌山県下水道公社に関する事。

## 下水道課

- (1) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) の施行に関する事。
- (2) 下水道整備緊急措置法 (昭和 42 年法律第 41 号) の施行に関する事。
- (3) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関する事 (下水道災害復旧事業に限る。)
- (4) 都市計画法の施行に関する事 (下水道に関するものに限る。)

## 都市政策課

- (1) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) の施行に関する事。
- (2) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) の施行に関する事。
- (3) 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) の施行に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 宅地造成等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) の施行に関する事。
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。
- (6) 住宅金融公庫法 (昭和 25 年法律第 156 号) 及び産業労働者住宅資金融通法 (昭和 28 年法律第 63 号) に基づく資金の貸付けに関する申込みの受理及び審査に関する事。
- (7) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (平成 6 年法律第 44 号) の施行に関する事。
- (8) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) の建築物に係る措置に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) の建築物に係る分別解体等の実施に関する事 (他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) の施行に関する事。

- (11)住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の施行に関する  
こと。
- (12)駐車場法(昭和32年法律第106号)の施行に関すること。
- (13)屋外広告物法(昭和24年法律第189号)の施行に関すること。
- (14)和歌山県福祉のまちづくり条例(平成8年和歌山県条例第41号)に基づく公共的  
施設の整備促進に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (15)建築に関する調査統計に関すること。
- (16)和歌山県被災宅地危険度判定士の認定に関すること。
- (17)和歌山県地震被災建物応急危険度判定士の認定に関すること。
- (18)和歌山県開発審査会、和歌山県建築審査会及び和歌山県建築士審査会に関する  
こと。
- (19)和歌山県都市計画審議会及び和歌山県屋外広告物審議会に関すること。

## 住宅環境課

- (1)公営住宅法(昭和26年法律第193号)の施行に関すること(他の課室の所掌に  
属するものを除く。)
- (2)住宅建設計画法(昭和41年法律第100号)の施行に関すること。
- (3)住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の施行に関すること。
- (4)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行に関する  
こと。
- (5)農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和46年法律第32号)の  
施行に関すること。
- (6)特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)の施行に関  
すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (7)マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)の施行に  
関すること。
- (8)都市計画法の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (9)土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の施行に関すること。
- (10)都市再開発法(昭和44年法律第38号)の施行に関すること。
- (11)都市公園法(昭和31年法律第79号)の施行に関すること(他の課室の所掌に属  
するものを除く。)
- (12)農住組合法(昭和55年法律第86号)の施行に関すること。
- (13)都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の施行に関すること(他の課室の  
所掌に属するものを除く。)
- (14)公営住宅整備事業(公共建築課の所掌に属するものを除く。)及び公営住宅等関連  
事業推進事業等、住宅環境整備事業並びに住宅市街地整備事業に関する  
こと。
- (15)木造住宅の振興に関すること。
- (16)大新公園地下駐車場に関すること。
- (17)和歌山県住宅供給公社に関すること。

## 公共建築課

- (1)県有建築物の営繕工事に関すること。
- (2)県が受託した建築物の営繕工事に関すること。
- (3)宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の施行に関すること。
- (4)積立式宅地建物販売業法(昭和46年法律第111号)の施行に関すること。
- (5)不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)の施行に関する  
こと。
- (6)不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)の施行に関すること。
- (7)県有建築物の総合調整・保全(耐震診断を含む。)に関する  
こと。
- (8)県有建築物の整備構想計画の策定並びに指導及び助言に関する  
こと。
- (9)公共事業(建築関係)の設計積算基準の作成及び電算処理に関する  
こと。
- (10)県が施行する工事及び業務の検査(知事が別に定めるものに限る。)に関  
すること。
- (11)市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金等の額  
の確定の際必要に応じて行う現地調査等(知事が別に定めるものに限る。)に  
関すること。
- (12)建築及び設備工事の技術指導に関する  
こと。

## 振興課

- (1) 港湾の利用促進に関すること。
- (2) 南紀白浜空港の整備、管理及び利用促進に関すること。
- (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)の施行に関すること(管理整備課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 和歌山県地方港湾審議会に関すること。
- (5) 港湾統計調査に関すること。
- (6) 南紀白浜空港に関すること。

## 管理整備課

- (1) 港湾法の施行に関すること(振興課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 海岸法の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (3) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)の施行に関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 航路標識法(昭和24年法律第99号)の施行に関すること。
- (5) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること(港湾災害復旧事業に係るものに限る。)
- (6) 和歌山下津港湾事務所に関すること。

## 漁港課

- (1) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の施行に関すること。
- (2) 海岸法の施行に関すること(漁港区域内及び漁港区域に接する地域に係るものに限る。)
- (3) 公有水面埋立法の施行に関すること(漁港区域に係るものに限る。)
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に関すること(漁港施設及び漁港海岸施設に係るものに限る。)
- (5) 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)の施行に関すること。
- (6) 漁港区域内に係る農林水産省所管国有財産の取扱いに関すること。
- (7) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業に関すること。
- (8) 漁港海岸統計調査に関すること。

第26条 高速道路推進室においては、道路政策課の所掌事務のうち、前条道路政策課の項第5号から第8号までに掲げる事務を所掌する。

2 企画保全室においては、公共建築課の所掌事務のうち、前条公共建築課の項第7号から第12号までに掲げる事務を所掌する。

(出納室の所掌事務)

第27条 出納室の所掌事務は、次のとおりとする。

## 出納室

- (1) 現金の出納、保管及び運用に関すること(他の部課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 小切手の振出しに関すること。
- (3) 有価証券の出納及び保管に関すること(管財課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 現金の記録管理に関すること。
- (5) 支出負担行為の確認に関すること。
- (6) 決算の調整及び提出に関すること。
- (7) 税外収入の総括に関すること。
- (8) 県証紙の管理及び受払いに関すること。
- (9) 指定金融機関等に関すること。
- (10) 財務会計事務の指導に関すること(総務部の所掌に属するものを除く。)
- (11) 法令等で定められた検査に関すること。
- (12) 出納員及び収納員(税外収入分)の任免に関すること。
- (13) 国費の歳入の調査決定及び徴収並びに債権管理に関すること。
- (14) 国費の支出負担行為の確認、支出決議書の審査及び支払並びに歳出金の戻入に関すること。
- (15) 和歌山県政府調達苦情検討委員会に関すること。

(出納室分室の所掌事務)

第 28 条 出納室分室の所掌事務は、別表第 1 に掲げるかい (和歌山県財務規則 (昭和 63 年和歌山県規則第 28 号) 第 2 条第 2 号に規定する地方機関をいう。) 及びその内部組織に係る支出関係事務とする。

第 4 節 雑則

(班及び係の所掌事務)

第 29 条 班及び係の所掌事務は、当該課室長が定めるものとする。

第 3 章 地方機関

第 1 節 振興局

第 1 款 通則

(名称、位置及び所管区域)

第 30 条 和歌山県振興局設置条例 (平成 9 年和歌山県条例第 45 号) に基づき設置された振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
海草振興局	和歌山市	和歌山市 海南市 海草郡
那賀振興局	那賀郡岩出町	那賀郡
伊都振興局	橋本市	橋本市 伊都郡
有田振興局	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
日高振興局	御坊市	御坊市 日高郡
西牟婁振興局	田辺市	田辺市 西牟婁郡
東牟婁振興局	新宮市	新宮市 東牟婁郡

2 海草振興局にあつては、前項の規定にかかわらず、和歌山県振興局設置条例第 4 条の規定に基づき規則で定める事項については、和歌山市をその所管区域としない。

(福祉保健に関する事項等に係る所管区域の特例)

第 31 条 前条の規定にかかわらず、福祉保健に関する事項に係る日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局の所管区域は、次のとおりである。

振興局の名称	福祉保健に関する事項に係る所管区域
日高振興局	御坊市、日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村及び印南町
西牟婁振興局	日高郡のうち龍神村及びみなべ町 田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町及びすさみ町

2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち漁港に関するものに係る所管区域は、次のとおりである。

振興局の名称	県土整備に関する事項のうち漁港に関するものに係る所管区域
有田振興局	和歌山市 海南市 有田市 有田郡のうち湯浅町及び広川町 御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町及び由良町
西牟婁振興局	日高郡のうち印南町及びみなべ町 田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、日置川町及びすさみ町
東牟婁振興局	新宮市 東牟婁郡のうち串本町、那智勝浦町及び太地町

3 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項 (漁港に関するものを除く。) に係る西牟婁振興局及び東牟婁振興局の所管区域は、次のとおりである。

振興局の名称	県土整備に関する事項 (漁港に関するものを除く。) に係る所管区域
西牟婁振興局	田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町及び日置川町
東牟婁振興局	西牟婁郡のうちすさみ町 新宮市 東牟婁郡

4 前条の規定にかかわらず、県税に関する事項のうち県民税の利子割りに係る徴収金の賦課徴収及び過料の徴収に関するものに係る海草振興局の所管区域は、県内全域とする。

(部の設置)

第 32 条 海草振興局に次の部を置く。

- 県民行政部
- 税務部

健康福祉部  
農林水産振興部  
建設部

2 那賀振興局、伊都振興局、有田振興局、日高振興局及び西牟婁振興局に次の部を置く。

県民行政部  
健康福祉部  
農林水産振興部  
建設部

3 東牟婁振興局に次の部を置く。

県民行政部  
健康福祉部  
農林水産振興部  
串本建設部  
新宮建設部

4 串本建設部においては、西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町を所管し、新宮建設部においては、新宮市及び東牟婁郡（古座川町及び串本町を除く。）を所管する。

#### 第2款 県民行政部の組織

(課の設置)

第33条 県民行政部に、次の課を置く。

総務課  
地域行政課  
税務課（海草振興局を除く。）

2 課に、別表第2に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第34条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 局内の給与事務、旅費事務、物品調達事務、軽易な支出事務その他の庶務事務に関する事。
- (5) 職員（所管区域内の地方機関の職員（医科大学の職員を除く。）を含む。）の扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当に関する事。
- (6) 職員の福利厚生に関する事。
- (7) 執務環境改善に関する事。
- (8) 財団法人和歌山県職員互助会支会に関する事。
- (9) 部の予算の経理事務に関する事。
- (10) 公有財産（県教育委員会及び県警察本部が所管する公有財産に係る保守管理業務等の一部の業務についての入札及び契約に関する事を含む。）の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (11) 物品の管理及び処分に関する事。
- (12) 別表第3に掲げるかい（和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第2条第2号に規定する地方機関をいう。）及びその内部組織に係る集中物品の調達事務に関する事。
- (13) 広報及び広聴に関する事。
- (14) 文化の振興に関する事。
- (15) 海外渡航に関する事。
- (16) 国際交流に関する事。
- (17) 県民運動に関する事。
- (18) 金融広報に関する事。
- (19) 県民相談の連絡に関する事。

- (20)交通安全の対策に関する事。
  - (21)消費者行政及び物価調査に関する事。
  - (22)青少年の健全育成及び非行防止に関する事。
  - (23)青年団体及び少年少女団体の育成指導に関する事。
  - (24)男女共同参画の推進に関する事。
  - (25)人権行政に関する事。
  - (26)人権啓発に関する連絡調整に関する事。
  - (27)自然公園に関する事。
  - (28)自然環境の保全に関する事。
  - (29)NP0活動の推進に関する事。
  - (30)地方機関連絡会議に関する事。
  - (31)部内及び振興局各部との連絡調整に関する事。
  - (32)部内他課及び他の部の所管に属しない事。
- 2 前項の規定にかかわらず、海草振興局においては前項第15号に規定する事務を、東牟婁振興局においては前項第27号及び第28号に規定する事務を所掌しない。  
(地域行政課の所掌事務)

第35条 地域行政課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)地域の振興及び長期計画に関する事。
- (2)地域の開発事業の調整推進に関する事。
- (3)市町村その他公共団体の行財政運営及び振興施策の助言等に関する事。
- (4)市町村合併の助言等に関する事。
- (5)市町村相互間における事務の共同処理の助言等に関する事。
- (6)行政書士に関する事。
- (7)自衛官の募集に関する事。
- (8)消防防災に関する事。
- (9)火薬類取締りに関する事。
- (10)高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事。
- (11)危機管理事務に関する事。
- (12)国民保護事務に関する事。
- (13)私立学校に関する事。
- (14)宗教法人に関する事。
- (15)近畿圏整備に関する事。
- (16)交通運輸に関する事。
- (17)国土利用計画に関する事。
- (18)土地分類調査(細部調査)に関する事。
- (19)統計に関する事。
- (20)テレビ・ラジオの難視聴対策に関する事。
- (21)地域の高度情報化に関する事。
- (22)商工会議所及び商工会に関する事。
- (23)中小企業等協同組合、商店街振興組合及び中小企業団体に関する事。
- (24)露店営業に関する事。
- (25)貸金業に関する事。
- (26)商業及び鉱工業の指導及び育成に関する事。
- (27)企業誘致に関する事。
- (28)観光の振興及び観光資源の開発に関する事。
- (29)通訳案内業、旅行業及び国際観光ホテル整備に関する事。
- (30)労働福祉及び中小企業の労働相談に関する事。
- (31)中小企業退職金共済に関する事。
- (32)労働事情調査及び労働情報の収集に関する事。
- (33)職業能力開発の促進に関する事。
- (34)優良県産品の調査・発掘及びブランドの推進に関する事。

2 前項の規定に加え、伊都振興局においては次に掲げる事務を所掌する。

(1) 世界遺産の保存・活用に関すること。

3 第1項の規定に加え、西牟婁振興局及び東牟婁振興局においては次に掲げる事務を所掌する。

(1) 世界遺産の保存・活用に関すること。

(2) 自然公園に関すること。

(3) 自然環境の保全に関すること。

(税務課の所掌事務)

第36条 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県税の賦課徴収及び滞納処分に関すること。

(2) 納税貯蓄組合に関すること。

第3款 税務部の組織

(課の設置)

第37条 税務部に、次の課を置く。

総務課

事業税課

自動車税・間税課

不動産取得税課

納税課

2 課に、別表第4に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第38条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 公印の管守に関すること。

(2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。

(3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。

(4) 職員の福利厚生に関すること。

(5) 執務環境改善に関すること。

(6) 部の予算の経理事務に関すること。

(7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。

(8) 物品の管理及び処分に関すること。

(9) 歳入の管理及び決算に関すること。

(10) 各種納税証明に関すること。

(11) 納税貯蓄組合に関すること。

(12) 部内の連絡調整に関すること。

(13) 他課の所管に属しないこと。

(事業税課の所掌事務)

第39条 事業税課の所掌事務は、県民税及び事業税の賦課に関することとする。

(自動車税・間税課の所掌事務)

第40条 自動車税・間税課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自動車税及び自動車取得税の賦課に関すること。

(2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び軽油引取税の賦課徴収及び滞納処分に関すること。

(不動産取得税課の所掌事務)

第41条 不動産取得税課の所掌事務は、不動産取得税、鉦区税、狩猟者登録税、県固定資産税及び入猟税の賦課に関することとする。

(納税課の所掌事務)

第42条 納税課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、自動車税、旧法による税及びその他の税の徴収及び滞納処分に関すること。

(2) 県税の収納及び県税滞納処分後の整理に関すること。

(3) 県税の自主納税の促進に関すること。

(4) 県税の徴収及び滞納処分の総括に関すること。

第4款 健康福祉部の組織

(課の設置)

第43条 健康福祉部に、次の課を置く。

総務課

生活福祉課

健康推進課

衛生環境課

2 課に、別表第5に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第44条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 部及び所管区域内に設置されている保健所の予算の経理事務に関すること。
- (7) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (8) 物品の管理及び処分に関すること。
- (9) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関すること。
- (10) 保健所総務課の所掌事務との一体的な施策の推進に関すること。
- (11) 社会福祉事業に関すること。
- (12) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (13) 地域福祉計画に関すること。
- (14) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (15) 災害救助に関すること。
- (16) 救済援護に必要な物資の取扱いに関すること。
- (17) 被災者生活再建支援法に関すること。
- (18) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (19) 戦傷病者特別援護に関すること。
- (20) 引揚者及び留守家族の援護に関すること。
- (21) 遺族等国庫債券買上償還に関すること。
- (22) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置に関すること(他の部の所掌に属するものを除く。)
- (23) 部内の連絡調整に関すること。
- (24) 他課の所管に属しないこと。

(生活福祉課の所掌事務)

第45条 生活福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 保護金品の交付又は徴収に関すること。
- (2) 生活保護法による保護の開始、変更、停止及び廃止の決定に関すること。
- (3) 生活保護法による医療券及び介護券の発行に関すること。
- (4) 被保護世帯修学準備金の支給に関すること。
- (5) 身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (6) 知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (7) 児童福祉法による児童居宅支援に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること(身体障害児及び知的障害児の福祉に関するものに限る。)
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関すること。
- (9) 身体障害児(者)福祉及び知的障害児(者)福祉に関すること。

- (10) 支援費制度における指定居宅支援事業者の指導及び監査に関すること。
- (11) 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。
- (12) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (13) 福祉のまちづくりに関すること（他の部が所掌するものを除く。）。
- (14) 社会福祉統計に関すること。
- (15) 保健所生活福祉課の所掌事務との一体的な施策の推進に関すること。  
(健康推進課の所掌事務)

第46条 健康推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法による福祉の措置に関すること。
- (2) 母子及び寡婦福祉法による母子及び寡婦家庭に関する実状の把握、相談及び指導並びにこれらに付随する業務に関すること。
- (3) 老人福祉に関すること。
- (4) 高齢者の福祉の措置等の実施における市町村相互間の連絡調整等に関すること。
- (5) 高齢者の福祉の措置等の実施における市町村への助言に関すること。
- (6) 老人福祉施設入所者の特別扶助費に関すること。
- (7) 長寿祝金に関すること。
- (8) 市町村在宅高齢者総合支援事業に関すること。
- (9) 介護保険に関すること。
- (10) 国民健康保険に関すること。
- (11) 里親又は保護受託者への養育費用の支弁に関すること。
- (12) 母子寡婦福祉資金等の貸付け及び償還に関すること。
- (13) 児童福祉に関すること。
- (14) 児童福祉施設等の産休等代替職員に関すること。
- (15) 保育所及び児童館に関すること。
- (16) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (17) 婦人保護に関すること。
- (18) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (19) 保健所健康推進課の所掌事務との一体的な施策の推進に関すること。  
(衛生環境課の所掌事務)

第47条 衛生環境課の所掌事務は、衛生の保持及び環境の保全に係る保健所衛生環境課の所掌事務との一体的な施策の推進に関することとする。

(所管区域の特例)

第48条 次の各号に掲げる事務については、第30条及び第31条の規定にかかわらず、市をその所管区域にしない。

- (1) 第44条第21号に掲げる事務
- (2) 第45条第1号から第4号までに掲げる事務
- (3) 第46条第1号及び第2号に掲げる事務

(支所の設置)

第49条 東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、東牟婁振興局健康福祉部の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に東牟婁振興局健康福祉部串本支所を置く。

2 東牟婁振興局健康福祉部串本支所に、総務課、生活福祉課、健康推進課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第5に掲げるグループを置く。

第5款 農林水産振興部の組織

(課の設置)

第50条 農林水産振興部に、次の課を置く。

- 農林水産課
- 農林普及課
- 林務課
- 農地課

2 課に、別表第6に掲げるグループを置く。

(農林水産課の所掌事務)

第 5 1 条 農林水産課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 部の予算の経理事務に関する事。
- (7) 物品の管理及び処分に関する事。
- (8) 入札及び契約に関する事。
- (9) 農林水産省所管の国有農地及び開拓財産に関する事。
- (10) 農地の移動及び転用の制度に関する事。
- (11) 小作料の調整に関する事。
- (12) 農事調停に関する事。
- (13) 農畜水産業地域計画に関する事。
- (14) 農村地域工業導入促進に関する事。
- (15) 経営構造対策に関する事。
- (16) 農業委員会に関する事。
- (17) 農業経営基盤強化に関する事。
- (18) 農業振興地域の整備に関する事。
- (19) 経営対策体制整備推進事業に関する事。
- (20) 特定農山村に関する事。
- (21) 農地保有合理化に関する事。
- (22) 農業者就業安定化推進に関する事。
- (23) 中山間地域等直接支払制度に関する事。
- (24) 農畜水産物及び施設の災害に関する事。
- (25) 農業協同組合、漁業協同組合、農業共済組合及びその他の団体に関する事。
- (26) 農林水産制度金融に関する事 (他課の所掌に属するものを除く。)
- (27) 農業機械化の促進に関する事。
- (28) 農畜水産技術の改善普及及び経営指導に関する事。
- (29) 主要農作物及び園芸特用作物に関する事。
- (30) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関する事。
- (31) 農畜水産物の卸売市場の指導並びに流通及び加工に関する事。
- (32) 農畜水産の環境保全に関する事。
- (33) 植物防疫並びに土壌、農業及び肥料対策に関する事。
- (34) 動物用医薬品に関する事。
- (35) 水産資源の保護及び漁業に関する事。
- (36) 沿岸漁業等の振興及び沿岸漁業整備開発に関する事。
- (37) 漁船及び船舶に関する事。
- (38) 県が施行する工事の検査 (知事が別に定めるものに限る。) に関する事。
- (39) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査 (知事が別に定めるものに限る。) に関する事。
- (40) 部内の連絡調整に関する事。
- (41) 他課の所管に属しない事。

(農業普及課の所掌事務)

第 5 2 条 農業普及課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業改良助長法第 1 2 条第 2 項の事務に関する事。
- (2) 普及指導計画の策定に関する事。
- (3) 農業及び農山漁村生活技術の改良普及に関する事。
- (4) 青年の就農促進に関する事。
- (5) 農業の担い手の確保及び育成に関する事。

- (6) 水田農業推進対策に関する事。
- (7) 農業及び生活に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (8) 中山間地等の農業及び農村の活性化並びに地域振興計画に関する事。
- (9) 農業及び農家経営指導に関する事。
- (10) 農業労働条件整備の指導に関する事。
- (11) 農産物活用指導に関する事。
- (12) 農村環境整備の指導に関する事。
- (13) 農山漁村女性ビジョンの推進指導に関する事。
- (14) 農業及び農山漁村のグループの育成に関する事。
- (15) 農業及び農村地域リーダー育成に関する事。
- (16) 農業制度金融における経営改善及び技術指導に関する事。
- (17) 農作物及び生産施設の災害に対する技術指導に関する事。
- (18) 専門項目又は普及指導活動の技術及び方法についての調査研究に関する事。
- (19) 環境保全型農業の推進指導に関する事。
- (20) 農業法人化の育成指導に関する事。
- (21) 関係機関、団体等との相互連絡に関する事。

(林務課の所掌事務)

第53条 林務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森林計画に関する事。
- (2) 林業普及指導に関する事。
- (3) 森林組合の指導及び検査に関する事。
- (4) 林業後継者及び林業労働者対策に関する事。
- (5) 林業金融に関する事。
- (6) 木材の生産、流通及び加工に関する事。
- (7) 林道事業に関する事(農林道課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 森林の利活用に関する事。
- (9) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。
- (10) 治山事業に関する事。
- (11) 造林(間伐及び種苗を含む。)に関する事。
- (12) 緑化に関する事。
- (13) 県有林に関する事。
- (14) 森林保護に関する事。
- (15) 森林保険に関する事。
- (16) 保安林に関する事。
- (17) 森林の開発行為に関する事。
- (18) 山村等地域振興に関する事。
- (19) 過疎地域振興に関する事。
- (20) 林業構造改善に関する事。
- (21) 入会林野に関する事。
- (22) 特用林産物の振興に関する事。
- (23) 林業関係団体に関する事。
- (24) 新ふるさと創り及び緑の雇用に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)
- (25) 緑の雇用推進に係るボランティアの育成に関する事。

(農地課の所掌事務)

第54条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良法手続に関する事。
- (2) 土地改良区に関する事。
- (3) 農用地等集団化事業に関する事。
- (4) 農業制度金融に関する事(農業基盤整備資金に限る。)
- (5) 土地改良財産(県営農道施設を除く。)等に関する事。
- (6) 農業農村整備事業(県営農道整備を除く。)に関する事。

- (7) 農地関係地すべり防止に関すること。
- (8) 農地関係海岸保全に関すること。
- (9) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
- (10) 農業水利に係る調整に関すること。
- (11) 地籍調査に関すること。

2 東牟婁振興局農林水産振興部農地課においては、前項の事務のほか、小匠防災ため池に関する事務をつかさどる。

第6款 建設部の組織

(課の設置)

第55条 建設部に、次の課又は所を置く。

区 分	課 又 は 所 名
海草振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 治水課 街路公園課
那賀振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課
伊都振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課
有田振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 箕島漁港事務所
日高振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課
西牟婁振興局建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 建築課 道路整備課 道路課 農林道課 治水課 田辺漁港事務所
東牟婁振興局申本建設部	総務管理課 企画調査課 用地課 道路建設整備課 治水課 農林道課
東牟婁振興局新宮建設部	総務課 企画調査課 管理課 用地課 道路整備課 道路課 治水課 勝浦漁港事務所

2 課又は所に、別表第7に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第56条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 執務環境改善に関すること。
- (6) 部の予算の経理事務に関すること。
- (7) 公共土木施設災害復旧事業に係る事務に関すること (企画調査課に属する事務を除く。)
- (8) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関すること。
- (9) 物品の管理及び処分に関すること。
- (10) 入札及び契約に関すること。
- (11) 建設業に関すること。
- (12) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽工事業に係る登録に関すること。
- (13) 地元負担金の徴収に関すること。
- (14) 県単独市町村補助事業の補助金の交付に関すること。
- (15) 部内の連絡調整に関すること。
- (16) 他課の所管に属しないこと。

2 有田振興局建設部、日高振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部においては、第1項に規定する事務のほか第60条第1項に規定する事務をつかさどる。

(企画調査課の所掌事務)

第57条 企画調査課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 土木事業等の進捗管理、企画及び調整に関すること。
- (2) 土木事業等の調査、技術指導及び審査に関すること。
- (3) 建設副産物対策に関すること。
- (4) 県が施行する土木工事等の検査に関すること。
- (5) 国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町村の土木事業の指導、審査、監督及び補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関すること。
- (6) 国土交通省所管国庫負担及び国庫補助に係る市町村の道路事業、街路事業、公園事業、区画整理事業及び下水道事業の実施設計の承認に関すること。
- (7) 土地利用に関する協議、手続及び審査に関すること。
- (8) 宅地造成等の規制に関すること。
- (9) 公共土木施設災害復旧事業の調整に関すること。
- (10) 砂利採取法に係る技術審査及び技術指導に関すること。
- (11) 採石法に係る技術審査及び技術指導に関すること。
- (12) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び都市計画法附則第2項の規定による廃止前の住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく宅地造成に関する工事の検査に関すること。
- (13) 建設業相談窓口に関すること。

2 伊都振興局建設部においては、第1項に規定する事務のほか京奈和自動車道橋本道路の建設に伴う地元市町との調整に関する事務をつかさどる。

（管理課の所掌事務）

第58条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の管理に関すること（第33条の35第2項に規定する事務を除く。）。
- (2) 土地水面等の占用及び使用の許可に関すること。
- (3) 屋外広告物に関すること。
- (4) 水防に関すること。
- (5) 国有財産の管理に関すること。
- (6) 道路及び河川の愛護奨励に関すること。
- (7) 路線認定、区域決定及びこれらの変更並びに供用の開始及び廃止の調査に関すること。
- (8) 採石法に関すること（企画調査課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 砂利採取法に関すること（企画調査課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の管理に関すること。
- (11) 公有水面埋立に関すること。

（用地課の所掌事務）

第59条 用地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工事の執行に伴う土地買収、物件移転補償及び土地建物等の借上げ並びに土地等の登記に関すること。
- (2) 公有地の拡大の推進に関すること。

（建築課の所掌事務）

第60条 建築課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準に関すること。
- (2) 建築士に関すること。
- (3) 公営住宅に関すること。
- (4) 宅地建物取引業に関すること。
- (5) 住宅金融公庫に関すること。
- (6) 市町村が国又は県から補助金の交付を受けて施行する公営住宅及び住環境整備事業の指導及び監督に関すること。
- (7) 福祉のまちづくりに関すること。
- (8) その他建築、住宅及び宅地に関すること。

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 営繕工事に関する事。
  - (2) 建築工事及び設備工事の検査に関する事。
  - (3) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する建築工事及び設備工事の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事。
- (道路整備課の所掌事務)

第61条 道路整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 道路の維持及び補修工事等の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 道路台帳整備に関する事。

(道路課の所掌事務)

第62条 道路課の所掌事務は、道路の新設及び改良工事等の設計、施行及び監督に関する事とする。

2 海草振興局建設部道路課においては、前項に規定する事務のうち、第67条に規定する事務を除くものとする。

(農林道課の所掌事務)

第63条 農林道課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業農村整備事業(県営農道整備事業に限る。)に関する事。
- (2) 土地改良財産(県営農道施設に限る。)等に関する事。
- (3) 県営林道事業に関する事。
- (4) ふるさと林道緊急整備事業に関する事。

(治水課の所掌事務)

第64条 治水課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 河川、海岸、港湾、砂防工事等の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 1級河川及び2級河川の指定の調査に関する事。
- (3) 海岸保全区域の指定の調査に関する事。
- (4) 港湾の指定の調査に関する事。
- (5) 砂防指定地の編入及び解除の調査に関する事。
- (6) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定の調査に関する事。

2 海草振興局建設部治水課及び有田振興局建設部治水課においては、前項に規定する事務のうち、第201条に規定する事務を除くものとする。

3 伊都振興局建設部治水課においては、第1項に規定する事務のほか紀の川流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関する事をつかさどる。

(総務管理課の所掌事務)

第65条 総務管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第56条第1項、第58条及び第60条第1項に規定する事務に関する事。
- (2) 西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町に所在するかい(和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第2条第2号に規定する地方機関をいう。)及びその内部組織に係る集中物品の調達事務に関する事。

(道路建設整備課の所掌事務)

第66条 道路建設整備課においては、第61条及び第62条第1項に規定する事務をつかさどる。

(街路公園課の所掌事務)

第67条 街路公園課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画道路の新設及び改良工事等並びに都市公園工事等の設計、施行及び監督に関する事。
- (2) 和歌公園(和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)第14条第1項に規定する区域を除く。)及び大新公園の管理に関する事。

(漁港事務所の所掌事務)

第68条 漁港事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 漁港施設(公共用地を含む。)、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水

- 面及び国有海浜地の管理に関すること。
- (2) 土地水面等の使用許可及び土石、砂利等の払下げに関すること。
  - (3) 県が施行する漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査、測量、設計及び施行に関すること。
  - (4) 県が施行する漁港工事の検査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
  - (5) 市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する漁港工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査(知事が別に定めるものに限る。)に関すること。
  - (6) 漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の執行に伴う関係法令等に基づく出願、申請、届出等に関すること。
  - (7) 出願に係る漁港関係事業、漁港漁村環境整備事業及び漁港海岸関係事業の調査及び監督に関すること。

2 漁港事務所の所管区域は、次のとおりとする。

区 分	所 管 区 域
箕島漁港事務所	和歌山市 海南市 有田市 有田郡のうち湯浅町及び広川町 御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町及び由良町
田辺漁港事務所	日高郡のうち印南町及びびみなべ町 田辺市 西牟婁郡のうち白浜町、日置川町及びすさみ町
勝浦漁港事務所	新宮市 東牟婁郡のうち串本町、那智勝浦町及び太地町

(出張所等の設置)

第69条 振興局建設部の所掌事務を分掌させるため、振興局建設部に、出張所等を置く。

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分	名 称	位 置
海草振興局建設部	海南工事事務所	海南市
那賀振興局建設部	紀の川中流流域下水道事務所	岩出町
	京奈和高速事務所	那賀郡岩出町
伊都振興局建設部	国道橋本建設事務所	橋本市
有田振興局建設部	広川出張所	有田郡広川町
日高振興局建設部	切目川ダム建設事務所	印南町
	日高港建設事務所	御坊市
東牟婁振興局新宮建設部	新宮港建設事務所	新宮市
	国道新宮事務所	新宮市

3 海草振興局建設部海南工事事務所に、総務課、用地課、高速用地課、道路建設整備課、農林道課及び治水課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

4 那賀振興局建設部紀の川中流流域下水道事務所に、別表第7に掲げるグループを置く。

5 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所に用地課及び建設課を置き、課に別表第7に掲げるグループを置く。

6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所に、別表第7に掲げるグループを置く。

7 日高振興局建設部日高港建設事務所に、別表第7に掲げるグループを置く。

8 東牟婁振興局新宮建設部新宮港建設事務所に、別表第7に掲げるグループを置く。

(出張所等の所掌事務)

第70条 海草振興局建設部海南工事事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 海南市及び海草郡の区域における道路、河川、砂防等の工事及び用地取得に関すること。

(2) 近畿自動車道紀勢線海南吉備間の建設に伴う用地取得及び残土処理に関すること。

2 那賀振興局建設部紀の川中流流域下水道事務所の所掌事務は、紀の川中流流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関することとする。

3 那賀振興局建設部京奈和高速事務所の所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

(1) 京奈和自動車道紀北東道路及び紀北西道路の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。

(2) 京奈和自動車道紀北東道路及び紀北西道路の建設に伴う用地取得事務に関すること。

- (3) 所管区域は、和歌山市、那賀郡及び伊都郡のうちかつらぎ町及び高野口町とする。
- 4 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所の所掌事務は、国道 371 号橋本バイパス改築事業に伴う用地取得及び工事並びに地元との調整に関することとする。
- 5 有田振興局建設部広川出張所の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 広川ダム管理に関すること。
  - (2) 広川町の区域における道路、河川、砂防、港湾等の工事に関すること。
- 6 日高振興局建設部切目川ダム建設事務所の所掌事務は次のとおりとする。
- (1) 切目川ダム建設工事（以下この項において「ダム工事」という。）に伴う地元町との調整及び用地取得並びに工事に関すること。
  - (2) ダム工事に伴う国道 425 号の付替工事に伴う地元町との調整及び用地取得並びに工事に関すること。
- 7 日高振興局建設部日高港建設事務所の所掌事務は、日高港の建設に伴う地元市町との調整に関することとする。
- 8 東牟婁振興局新宮建設部新宮港建設事務所の所掌事務は、港湾及び海岸の工事並びに新宮港の管理に関することとする。
- 9 東牟婁振興局新宮建設部国道新宮事務所の所掌事務は、那智勝浦道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関することとする。

(ダム管理事務所の設置)

第 7 1 条 ダムの管理操作により有田川、日高川及び古座川の洪水を調節し、併せて発電に利用する貯水を行うため、有田振興局建設部、日高振興局建設部及び東牟婁振興局串本建設部にダム管理事務所を置く。

2 ダム管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

区 分	名 称	位 置
有田振興局建設部	二川ダム管理事務所	有田郡清水町
日高振興局建設部	椿山ダム管理事務所	日高郡美山村
東牟婁振興局串本建設部	七川ダム管理事務所	東牟婁郡古座川町

(ダム管理事務所の所掌事務)

第 7 2 条 ダム管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 洪水調節及び発電に係る流水の調節に関すること。
- (2) 堤体、附属設備、貯水池等の維持管理に関すること。
- (3) 堤体、附属設備、貯水池及びダム周辺の調査及び観測並びに資料の収集に関すること。
- (4) 放流時の通知及び警報伝達に関すること。
- (5) ダム管理に係る工事の調査、設計及び監督に関すること。

(ダム管理事務所の内部組織)

第 7 3 条 ダム管理事務所に、管理課を置き、課に別表第 7 に掲げるグループを置く。

第 2 節 東京事務所

(設置)

第 7 4 条 中央官庁との連絡調整、情報収集、県政の広報、企業誘致、県内物産の販路拡大及び観光振興等の事務を行うため、東京事務所を置く。

(名称及び位置)

第 7 5 条 東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県東京事務所	東京都千代田区

(所掌事務)

第 7 6 条 東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政一般の事務に関し国会、政府関係機関及び中央諸団体との連絡調整に関すること。
- (2) 県政に関係のある各種情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 県政の広報及び報道に関すること。

- (4) 企業誘致等地域活性化の推進に関する事。
- (5) 県内物産の販路拡大及び観光振興等に関する事。
- (6) 社団法人和歌山県観光連盟東京観光センターとの連絡調整に関する事。
- (7) 在京和歌山県人会及び財団法人和歌山県奨学会に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事。

## 第3節 文書館

(名称及び位置)

第77条 和歌山県立文書館設置及び管理条例(平成5年和歌山県条例第1号)に基づき設置された文書館の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立文書館	和歌山市

(所掌事務)

第78条 文書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文書等収集及び保存に関する事。
- (2) 文書等の利用に関する事。
- (3) 文書等の調査研究に関する事。
- (4) 資料集等の編さん及び刊行に関する事。
- (5) 文書等についての知識の普及啓発に関する事。
- (6) 県史編さんに関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するため必要な業務に関する事。

(内部組織)

第79条 文書館に、次の課を置く。

文書課

## 第4節 消防学校

(設置)

第80条 消防組織法第26条の規定に基づき、市町村の消防職員及び消防団員の教育訓練を行うため、消防学校を置く。

(名称及び位置)

第81条 消防学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県消防学校	和歌山市

(所掌事務)

第82条 消防学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員及び消防団員に対する各種教育訓練に関する事。
- (2) 自衛消防隊等の教育訓練に関する事。

## 第5節 防災航空センター

(設置)

第83条 防災ヘリコプターの運航管理を行うため、防災航空センターを置く。

(名称及び位置)

第84条 防災航空センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県防災航空センター	白浜町

(所掌事務)

第85条 防災航空センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災ヘリコプターの運航に関する事。
- (2) 防災ヘリコプターの管理に関する事。

## 第6節 医科大学

(名称等)

第86条 和歌山県立大学設置及び管理条例(昭和26年和歌山県条例第1号)に基づき

設置された医科大学及び医科大学に置かれる附属病院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立医科大学	和歌山市
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市
和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	かつらぎ町

2 医科大学の内部組織、診療科及び所掌事務は、次表のとおりとする。

内部組織及び診療科			所 掌 事 務
事務局	総務課	総務班 給与人事班 情報管理班	1 大学の儀式に関すること。 2 大学の管理運営についての調査、研究、企画及び調整に関すること。 3 大学の広報に関すること。 4 大学の諸規則の制定及び改廃に関すること。 5 知事印、学長印、大学印及び医学部長印の管守に関すること。 6 職員の進退、賞罰、身分、服務及び定数に関すること。 7 評議会に関すること。 8 教授会に関すること。 9 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。 10 予算及び決算の総括に関すること。 11 統計及び調査に関すること。 12 臨床研究医及び診療医に関すること。 13 職員の福利厚生に関すること。 14 職員の扶養親族の認定に関すること。 15 職員の通勤手当の確認及び決定に関すること。 16 職員の住居手当の確認及び決定に関すること。 17 コンピュータシステムに関すること(他の課室の所掌に属するものを除く。) 18 附属病院紀北分院との調整に関すること。 19 他課の主管に属しないものに関すること。
	学生課	教務班 学務班	1 教育課程及び授業に関すること。 2 研究生及び研究員に関すること。 3 育英及び奨学資金に関すること。 4 教科用図書及び教材教具に関すること。 5 解剖体に関すること。 6 学位に関すること。 7 学生募集に関すること。 8 学生の入学、退学、除籍、転学、休学及び卒業に関すること。 9 学生の学籍に関すること。 10 学生の保健衛生に関すること。 11 学生の自由活動に関すること。 12 学生の諸願出及び各種証明に関すること。 13 授業料等に関すること(調定及び収納を含む。) 14 その他教務及び学生の厚生補導に関すること。
	管理課	審査班 調達用度班 施設管理班	1 財産及び施設の管理に関すること。 2 校内及び病院内の取締りに関すること。 3 支出関係事務の審査に関すること。 4 物品の調達に関すること。 5 物品の出納に関すること。 6 物品の購入及び修繕の調整に関すること。
病院課	医事経営	1 院長印及び病院印の管守に関すること。	

	班 医事収入班 医事管理班 栄養管理班	2 病院(紀北分院を除く。以下同じ。)の文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事 3 病院の収入の調定及び収納に関する事 4 病院の統計及び調査に関する事 5 外来患者及び入院患者の診療事務に関する事 6 患者給食及び栄養管理に関する事 7 医事の相談に関する事 8 医療安全の管理、推進に関する事 9 病院の庶務に関する事 10 その他他課の主管に属しない病院事務に関する事
学生部		1 教務に関する事 2 学生の厚生補導に関する事
入試・教育センター		1 医学部及び保健看護学部の入学者選抜に関する事 2 大学入試センター試験に関する事 3 高等教育の充実にに関する事
生涯研修・地域医療センター		1 地域医師及び医療従事者の生涯学習の充実にに関する事 2 地域全体の保健、医療及び福祉の充実向上に関する事
図書館		1 図書館長及び図書館印の管守に関する事 2 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する事 3 図書の購入受入れに関する事 4 図書の分類整備に関する事 5 図書目録の作成保存に関する事 6 図書の出納保管に関する事 7 文献の参考事務に関する事 8 文献の交換、相互貸借及び複写に関する事
医学部	医学科	医学科の校務に関する事
	共同利用施設 ラジオ・アイソトープ実験施設	1 アイソトープ使用の実験に関する事 2 計測機器の管理運営に関する事
	中央研究機器施設	試験研究用の機械器具の管理運営に関する事
	動物実験施設	動物飼育の管理及び実験に関する事
	先端医学研究所 分子医学研究部	分子(遺伝子)レベルでの疾病の発生機構の解明及び治療の研究に関する事
	生体調節機構研究部	生体機能調節物質及び免疫、神経並びにホルモンの研究に関する事
	医学医療情報研究部	医学医療情報及びコンピュータ利用による医学研究に関する事
保健看護学部	保健看護学科	保健看護学科の校務に関する事
附属病院	糖尿病・内分泌代謝内科 消化器内科 呼吸器・アレルギー内科	患者の診療に関する事

腎臓内科 循環器内科 神経内科 心臓血管外科 呼吸器外科・乳腺外科 消化器外科 内分泌外科・小児外科 脳神経外科 整形外科 産科・婦人科 眼科 神経精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 放射線科 歯科口腔外科 麻酔科 リハビリテーション科 血液内科 救急救命センター 緩和ケア 血液浄化センター 総合外来		
薬剤部	薬務調査係 調剤一係 調剤二係 製剤係 指導係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調剤に関すること。</li> <li>2 製剤に関すること。</li> <li>3 薬剤の管理保管に関すること。</li> <li>4 麻酔及び覚せい剤の管理に関すること。</li> <li>5 服薬指導に関すること。</li> </ol>
中央検査部		臨床検査に関すること。
中央放射線部		放射線診断及び治療に関すること。
中央手術部		手術に関すること。
輸血・血液疾患治療部		輸血及び血液疾患の治療に関すること。
救急・集中治療部		救急の患者及び重症患者の集中治療に関すること。
周産期部		周産期医療に関すること。
集学的治療・緩和ケア部		集学的治療及び緩和ケアに関すること。
中央内視鏡部		内視鏡診断及び治療に関すること。
中央滅菌部		医薬材料の滅菌に関すること。
病歴部		患者のカルテ管理に関すること。
血液浄化センター		血液の浄化に関すること。
救命救急センター		救急の患者の治療に関すること。
卒後臨床研修センター		研修医の卒後臨床研修に関すること。
看護部		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護に関すること。</li> <li>2 診療の介護に関すること。</li> </ol>

附属病院 紀北分院	事務室	総務係 医事係 栄養係	1 診療事務に関する事。 2 分院長印及び分院印の管守に関する事。 3 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。 4 予算、経理並びに金銭及び物品出納保管に関する事。 5 収入の調定及び収納に関する事。 6 分院の財産及び施設の管理に関する事。 7 病院統計及び調査に関する事。 8 職員の扶養親族の認定に関する事。 9 職員の通勤手当の確認及び決定に関する事。 10 職員の住居手当の確認及び決定に関する事。 11 給食に関する事。 12 分院内の取締りに関する事。 13 准看護婦学校卒業生に係る各種証明等に関する事。 14 その他分院に属する事務に関する事。
	内科 外科 脳神経外科 産科・婦人科 眼科 小児科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科 整形外科 リハビリテーション科		患者の診療に関する事。
	薬局		1 調剤に関する事。 2 製剤に関する事。 3 麻薬及び覚せい剤に関する事。
	中央検査室		臨床検査に関する事
	看護部		1 看護に関する事。 2 診療の介護に関する事。

3 前項に規定するもののほか、事務局に保健看護学部事務室及び改革準備室を置き、保健看護学部事務室に教学班を置く。

4 保健看護学部事務室は、事務局の所掌事務（管理課審査班及び調達用度班並びに病院課の所掌を除く。）のうち保健看護学部に係る事務を分掌する。

5 改革準備室の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 大学改革についての調査、研究、企画及び調整に関する事。

第 7 節 医科大学看護短期大学部

(名称等)

第 8 7 条 和歌山県立大学設置及び管理条例に基づき設置された和歌山県立医科大学看護短期大学部（以下「看護短大」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県立医科大学看護短期大学部	和歌山市

2 看護短大の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 看護に係る高等教育及び研究に関する事。

(2) 看護師の養成に関する事（他の地方機関の所掌に属するものを除く。）。

(内部組織)

第 8 8 条 看護短大に看護学科及び事務室を置く。

2 事務室に次の班を置く。

教学班

第 8 節 鳥獣保護センター

(設置)

第 89 条 傷病鳥獣救護等鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣保護に関する調査等を行うため、鳥獣保護センターを置く。

(名称及び位置)

第 90 条 鳥獣保護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県鳥獣保護センター	海草郡野上町

(所掌事務)

第 91 条 鳥獣保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病鳥獣の治療及び飼育に関すること。
- (2) 鳥獣保護に関する調査研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務に関すること。

(内部組織)

第 92 条 鳥獣保護センターに、次の課を置く。

業務課

第 9 節 環境衛生研究センター

(設置)

第 93 条 保健衛生の向上と増進及び環境保全に関して必要な測定、調査研究、試験検査及び技術指導を行うため、環境衛生研究センターを置く。

(名称及び位置)

第 94 条 環境衛生研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県環境衛生研究センター	和歌山市

(所掌事務)

第 95 条 環境衛生研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 衛生に関する微生物、食品及び薬品の試験検査並びに保健、疫学及び生活環境に関する調査研究及び試験検査に関すること。
- (2) 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び地盤沈下に関する測定及び調査研究に関すること。
- (3) 廃棄物に関する測定及び調査研究に関すること。
- (4) 環境保全に関する技術指導及び調査研究業務に関すること。
- (5) 感染症情報センターに関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務についての技術指導及び研修に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務に関すること。

(内部組織)

第 96 条 環境衛生研究センターに、総務管理課及び次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

衛生研究部	疫学グループ 微生物グループ 衛生グループ
環境研究部	大気環境グループ 水質環境グループ

2 御坊市及びその周辺地域における大気汚染の常時監視測定等を行うため、御坊市に環境衛生研究センター御坊監視支所を置く。

第 10 節 動物愛護センター

(名称及び位置)

第 97 条 和歌山県動物愛護センター設置条例(平成 12 年和歌山県条例第 9 号)に基づき設置された動物愛護センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県動物愛護センター	海草郡野上町

(所掌事務)

第 98 条 動物愛護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する普及啓発に関すること。
  - (2) 動物の愛護及び管理並びに動物による危害の防止に関すること。
  - (3) 犬及び猫の引取り並びに野犬、負傷動物等の収容に関すること。
  - (4) 引き取った犬及び猫並びに収容した野犬、負傷動物等の譲渡等の処分に関すること。
  - (5) 狂犬病予防に関すること。
  - (6) 人畜に共通する感染症等の調査研究に関すること。
  - (7) 鳥獣保護センターの予算の経理事務に関すること。
  - (8) その他動物愛護センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
- (内部組織)

第 99 条 動物愛護センターに、次の課を置く。

業務課

第 11 節 交通事故相談所

(設置)

第 100 条 交通事故被害者に係る諸問題の相談に応ずるため、交通事故相談所を置く。

(名称及び位置)

第 101 条 交通事故相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県交通事故相談所	和歌山市

(所掌事務)

第 102 条 交通事故相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 被害者等の相談指導に関すること。
- (2) 被害者等の関係機関へのあっせんに関すること。
- (3) 市町村の行う交通事故相談の指導に関すること。

第 12 節 消費生活センター

(設置)

第 103 条 消費生活に関する知識の普及啓発、相談及び苦情を処理するため、消費生活センターを置く。

(名称及び位置)

第 104 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県消費生活センター	和歌山市

(所掌事務)

第 105 条 消費生活センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 商品テストに関すること。
- (2) 消費生活に係る各種相談に関すること。
- (3) 消費者教育のための講座、研究会、講習会、講演会等の開催に関すること。
- (4) 消費者教育のための商品、資料の展示等情報提供に関すること。

(支所)

第 106 条 田辺市、新宮市、日高郡(龍神村及びみなべ町)、西牟婁郡及び東牟婁郡の区域において、前条に掲げる事務を分掌させるため、田辺市に消費生活センター紀南支所を置く。

第 13 節 男女共生社会推進センター

(名称及び位置)

第 107 条 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例に基づき設置された男女共生社会推進センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県男女共生社会推進センター	和歌山市

(所掌事務)

第 108 条 男女共生社会推進センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に関する講座、講演会等の実施に関する事。
- (3) 男女共同参画の推進に関する情報の収集、保存及び提供に関する事。
- (4) 男女共同参画を阻害する諸問題に関する相談及び支援に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画推進のための調査研究及び啓発に関する事。

(内部組織)

第109条 男女共生社会推進センターに次の課を置く。

企画課

啓発課

第14節 保健所

(名称、位置及び所管区域)

第110条 保健所設置条例(昭和28年和歌山県条例第30号)に基づき設置された保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
岩出保健所	那賀郡岩出町	那賀郡
高野口保健所	伊都郡高野口町	橋本市 伊都郡
海南保健所	海南市	海南市 海草郡
湯浅保健所	有田郡湯浅町	有田市 有田郡
御坊保健所	御坊市	御坊市 日高郡のうち美浜町、日高町、由良町、川辺町、 印南町、中津村及び美山村
田辺保健所	田辺市	田辺市 西牟婁郡 日高郡のうち龍神村及びみなべ町
新宮保健所	新宮市	新宮市 東牟婁郡

(内部組織)

第111条 保健所に、次の課を置く。

総務課

生活福祉課

健康推進課

衛生環境課

2 課に、別表第8に掲げるグループを置く。

(総務課の所掌事務)

第112条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
- (3) 職員の身分、服務その他人事に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 執務環境改善に関する事。
- (6) 公有財産の維持管理及び庁内取締りに関する事。
- (7) 物品の管理及び処分に関する事。
- (8) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関する事。
- (9) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (10) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (11) 医事に関する事。
- (12) 地域保健医療計画に関する事。
- (13) 地域医療に関する事。
- (14) 臓器の移植に関する事。
- (15) 医師、看護師等医療従事者の養成に関する事。
- (16) 所内の連絡調整に関する事。
- (17) 他課の所管に属しない事。

(生活福祉課の所掌事務)

第 1 1 3 条 生活福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
  - (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする者の保健及び福祉に関すること（健康推進課の所掌に属するものを除く。）。
- （健康推進課の所掌事務）

第 1 1 4 条 健康推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 母子保健及び老人保健に関すること。
  - (2) 栄養の改善に関すること。
  - (3) 健康づくりの推進に関すること。
  - (4) 保健師に関すること。
  - (5) 公共医療事業の向上及び増進に関すること。
  - (6) 歯科保健に関すること。
  - (7) 結核、感染症、その他の疾病の予防に関すること。
  - (8) 細菌学的検査及び臨床検査に関すること。
  - (9) 原爆被爆者対策に関すること。
  - (10) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病により長期に療養を必要とする小児の保健及び福祉に関すること。
- （衛生環境課の所掌事務）

第 1 1 5 条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生（と畜及び食鳥関係を含む。）及びその検査業務に関すること。
  - (2) 製菓衛生師に関すること。
  - (3) 和歌山県魚介類行商条例に関すること。
  - (4) 狂犬病予防並びに動物（産業動物及び野生鳥獣を除く。）の愛護及び管理に関すること。
  - (5) 化製場等に関すること。
  - (6) 水道、墓地、生活衛生営業及びその検査業務に関すること。
  - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
  - (8) 家庭用品に関すること。
  - (9) 葉事に関すること。
  - (10) 毒物劇物に関すること。
  - (11) 薬物乱用防止に関すること。
  - (12) 衛生上の試験及び検査に関すること。
  - (13) 環境保全及び公害防止に関すること。
  - (14) 廃棄物及び浄化槽に関すること。
  - (15) リサイクルに関すること。
  - (16) 温泉法に関すること。
- （支所の設置）

第 1 1 6 条 保健所設置条例に基づき、東牟婁郡のうち古座川町及び串本町の区域において、新宮保健所の事務の執行の便宜を図るため、東牟婁郡串本町に新宮保健所串本支所を置く。

2 新宮保健所串本支所に、総務課、生活福祉課、健康推進課及び衛生環境課を置き、当該課に別表第 9 に掲げるグループを置く。

第 1 5 節 紀南児童相談所

（名称、位置及び所管区域）

第 1 1 7 条 和歌山県紀南児童相談所設置条例（昭和 3 9 年和歌山県条例第 8 号）に基づき設置された紀南児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
和歌山県紀南児童相談所	田辺市	田辺市 新宮市 日高郡（龍神村及びみなべ町に限る。） 西牟婁郡 東牟婁郡

（所掌事務）

第 1 1 8 条 紀南児童相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童についての相談及び措置に関すること。
- (2) 児童についての調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びに指導に関すること。
- (3) 一時保護の入所児童の行動観察及び生活指導に関すること。
- (4) 児童の入所及び退所に関すること。
- (5) 市町村の児童相談業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。

(内部組織)

第 1 1 9 条 新宮市及び東牟婁郡の区域において、紀南児童相談所の事務の執行の便宜を図るため、新宮市に紀南児童相談所新宮分室を置く。

第 1 6 節 仙溪学園

(名称及び位置)

第 1 2 0 条 和歌山県児童福祉施設設置条例（昭和 3 9 年和歌山県条例第 9 号）に基づき設置された仙溪学園の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立仙溪学園	那賀郡打田町

(所掌事務)

第 1 2 1 条 仙溪学園の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童の入退所措置及び相談に関すること。
- (2) 入所児童の自立支援及び家庭支援に関すること。
- (3) 入所児童の自立評価に関すること。
- (4) 入所児童の学習及び作業指導に関すること。
- (5) 退所児童の事後指導及び家庭支援に関すること。
- (6) 年長児童の学習、職業指導及び進路指導に関すること。
- (7) 年長児童の自立支援及び家庭支援に関すること。
- (8) 入所児童の自立支援及び家庭支援のための調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。

(内部組織)

第 1 2 2 条 仙溪学園に、次の課を置く。

- 総務課
- 生活指導課
- 自立支援課

第 1 7 節 女性相談所

(名称及び位置)

第 1 2 3 条 和歌山県女性相談所設置条例（昭和 3 9 年和歌山県条例第 1 0 号）に基づき設置された女性相談所の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県女性相談所	和歌山市

2 売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 4 項の規定により、女性相談所に、対象者を一時保護するため、一時保護所を附設する。

(所掌事務)

第 1 2 4 条 女性相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 対象者の相談、指導及び措置に関すること。
- (2) 対象者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (3) 対象者の入所、退所及び生活指導に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）第 3 条に規定する配偶者暴力相談支援センターに関すること。

第 1 8 節 女性保護施設なぐさホーム

(名称及び位置)

第 1 2 5 条 和歌山県女性保護施設なぐさホーム設置及び管理条例（昭和 3 9 年和歌山県

条例第11号)に基づき設置された女性保護施設なぐさホームの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県女性保護施設なぐさホーム	和歌山市

(所掌事務)

第126条 女性保護施設なぐさホームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所女子の生活指導に関する事。
- (2) 対象者の入所及び退所に関する事。

第19節 子ども・障害者相談センター

(名称、位置及び所管区域)

第127条 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第33号)に基づき設置された子ども・障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県子ども・障害者相談センター	和歌山市

2 子ども・障害者相談センターの児童相談所としての所管区域は、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、海草郡、那賀郡、伊都郡、有田郡及び日高郡(龍神村及びみなべ町を除く。)である。

(所掌事務)

第128条 子ども・障害者相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童、身体障害者及び知的障害者の社会との交流の促進及び福利厚生に関する事。
- (2) 児童についての相談及び措置に関する事。
- (3) 児童についての調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定並びに指導に関する事。
- (4) 一時保護所の入所児童の行動観察及び生活指導に関する事。
- (5) 児童の入所及び退所に関する事。
- (6) 市町村の児童相談業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関する事。
- (7) 身体障害者及び知的障害者についての相談に関する事。
- (8) 身体障害者及び知的障害者についての医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導に関する事。
- (9) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関する事。
- (10) 身体障害者の訓練に関する事。
- (11) 肢体不自由者の入所又は通所に関する事。
- (12) 身体障害者更生援護施設への入所等に係る市町村相互間の連絡調整等に関する事。
- (13) 知的障害者福祉司に対する技術的指導に関する事。
- (14) 児童及びその保護者の精神保健上の診療に関する事。
- (15) その他子ども・障害者相談センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(内部組織)

第129条 子ども・障害者相談センターに、次の課を置く。

総務企画課  
 子ども相談課  
 障害者支援課  
 一時保護課  
 子ども診療室

第20節 有功ヶ丘学園

(名称及び位置)

第130条 和歌山県児童福祉施設設置条例に基づき設置された知的障害児・盲ろうあ児

施設有功ヶ丘学園の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立有功ヶ丘学園	和歌山市

(所掌事務)

第 1 3 1 条 有功ヶ丘学園の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害児、盲児（強度の弱視児を含む。）及びろうあ児（強度の難聴児を含む。）の入所及び保護に関すること。
- (2) 入所児童の独立自活に必要な指導又は援助に関すること。

(内部組織)

第 1 3 2 条 有功ヶ丘学園に、次の課及び部を置く。

総務課

知的障害児部

盲ろうあ児部

2 知的障害児部に、次の課を置く。

指導課

療育課

第 2 1 節 高等看護学院

(名称及び位置)

第 1 3 3 条 和歌山県立高等看護学院設置及び管理条例(昭和 2 7 年和歌山県条例第 4 号)に基づき設置された高等看護学院の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立高等看護学院	那賀郡那賀町

(所掌事務)

第 1 3 4 条 高等看護学院の所掌事務は、次のとおりとする。

看護師、助産師、保健師の養成に関すること。

第 2 2 節 なぎ看護学校

(名称及び位置)

第 1 3 5 条 和歌山県立なぎ看護学校設置及び管理条例(平成 6 年和歌山県条例第 3 8 号)に基づき設置されたなぎ看護学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立なぎ看護学校	新宮市

(所掌事務)

第 1 3 6 条 なぎ看護学校の所掌事務は、次のとおりとする。

看護師の養成に関すること。

第 2 3 節 こころの医療センター

(名称及び位置)

第 1 3 7 条 和歌山県立精神病院設置及び管理条例(昭和 2 7 年和歌山県条例第 5 号)及び和歌山県病院事業の設置に関する条例(昭和 4 1 年和歌山県条例第 5 8 号)に基づき設置されたこころの医療センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立こころの医療センター	有田郡吉備町

(所掌事務)

第 1 3 8 条 こころの医療センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害者等の医療及び保護に関すること。
- (2) 精神障害者の社会復帰の促進のための生活相談及び精神療法に関すること。
- (3) 診療に関すること。
- (4) 各種検査に関すること。
- (5) 調剤、製剤、服薬指導に関すること。
- (6) 看護に関すること。
- (7) 老人性痴呆疾患センターに関すること。

(8) 給食に関すること。

(内部組織)

第139条 このころの医療センターに、診療部、看護部、リハビリテーション部、老人性痴呆疾患センター及び事務局を置く。

(診療部、リハビリテーション部及び事務局)

第140条 診療部に、精神科、内科、検査科、薬局及び栄養室を置く。

2 リハビリテーション部に作業療法科及びデイケア科を置く。

3 事務局に、次の課を置く。

総務課

業務課

第24節 精神保健福祉センター

(名称及び位置)

第141条 和歌山県立県民交流プラザ和歌山ビッグ愛設置及び管理条例に基づき設置された精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市

(所掌事務)

第142条 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する技術指導及び技術援助に関すること。

(2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する教育研修、広報普及及び調査研究に関すること。

(3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談のうち複雑又は困難なものに関すること。

(4) 和歌山県精神医療審査会の運営に関すること。

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条第3項及び第45条第1項の申請に対する決定に関すること。

第25節 子ども保健福祉相談センター

(名称及び位置)

第143条 和歌山県子ども保健福祉相談センター設置及び管理条例(平成11年和歌山県条例第11号)に基づき設置された子ども保健福祉相談センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県子ども保健福祉相談センター	和歌山市

(所掌事務)

第144条 子ども保健福祉相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 長期療養児の療養についての相談及び指導に関すること。

(2) その他子ども保健福祉相談センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第26節 公営競技事務所

(設置)

第145条 県営競輪の円滑な運営を図るため、公営競技事務所を置く。

(名称及び位置)

第146条 公営競技事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県公営競技事務所	和歌山市

(所掌事務)

第147条 公営競技事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県営競輪の実施に関すること。

(2) 和歌山競輪場の管理に関すること。

(内部組織)

第 1 4 8 条 公営競技事務所に、次の課を置く。

総務課  
事業課

第 2 7 節 工業技術センター

(設置)

第 1 4 9 条 工業の振興と工業技術の向上を図るため、工業技術センターを置く。

(名称及び位置)

第 1 5 0 条 工業技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県工業技術センター	和歌山市

(所掌事務)

第 1 5 1 条 工業技術センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 技術調査及び技術指導並びに技術融合に関すること。
- (2) 工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに関する事業の発達及び改善に係る必要な業務を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その所掌事務に附帯する業務に関すること。

2 工業技術センターは、工業の科学技術の向上及びその成果の普及に必要があると認めるときは、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 試験研究、分析、技術調整又は試作若しくは加工に関すること。
- (2) 試験研究の結果、県の工業の振興及び科学技術の向上に寄与すると認められる各種製品を試作し、又は製造すること。

(内部組織)

第 1 5 2 条 工業技術センターに、次の部を置く。

企画総務部  
生活産業部  
材料技術部  
化学技術部  
システム技術部  
薬事開発部  
産業工芸部  
皮革開発部  
デザイン開発部

2 企画総務部に、総務課及び企画課を置く。

第 2 8 節 工業用水道管理センター

(設置)

第 1 5 3 条 工業用水道の円滑な運営を図るため、工業用水道管理センターを置く。

(名称及び位置)

第 1 5 4 条 工業用水道管理センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県工業用水道管理センター	海南市

(所掌事務)

第 1 5 5 条 工業用水道管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 給水業務並びに工業用水道施設の運転、保守及び維持管理に関すること。
- (2) 工業用水道施設の改良及び修繕工事の設計及び施工に関すること。

(内部組織)

第 1 5 6 条 工業用水道管理センターに、次の課を置く。

管理課  
工業用水課

第 2 9 節 高等技術専門校

(名称及び位置)

第157条 和歌山県立高等技術専門校設置条例(昭和45年和歌山県条例第13号)に基づき設置された高等技術専門校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県立和歌山高等技術専門校	和歌山市
和歌山県立田辺高等技術専門校	田辺市
和歌山県立新宮高等技術専門校	新宮市

(所掌事務)

第158条 高等技術専門校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 普通職業訓練の訓練課程の実施に関する事。
- (2) 事業主等の行う職業訓練に関する援助に関する事。
- (3) 技能検定の援助に関する事。
- (4) 職業訓練の実施に関する調査研究に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職業能力の開発及び向上に必要な業務に関する事。

(内部組織)

第159条 高等技術専門校に、次の課を置く。

総務課

訓練課

第30節 農林水産総合技術センター

(設置)

第160条 生産性の高い農林水産業の実現のために必要な新技術の開発及びその実用化に関する研究の推進並びに各専門研究部門の枠を越えた弾力的な試験研究の調整を行いこれらの専門技術の普及を図るため、農林水産総合技術センターを置く。

(名称及び位置)

第161条 農林水産総合技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農林水産総合技術センター	有田郡吉備町

(所掌事務)

第162条 農林水産総合技術センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産総合技術センターの総括に関する事。
- (2) 農林水産総合技術センターの重要施策の企画調整に関する事。
- (3) 農林水産総合技術センターの予算及び決算の調整に関する事。
- (4) 研究機関相互の企画調整に関する事。
- (5) 研究の基本方針の決定及びその進行管理に関する事。
- (6) 研究成果の提供に関する事。
- (7) 研究関連資料の収集、管理及び伝達に関する事。
- (8) 専門技術の調査及び普及に関する事。

(内部組織)

第163条 農林水産総合技術センターに次の課及び部を置く。

総務課

企画普及部

2 企画普及部に、次の課を置く。

企画課

普及課

(試験場等の設置)

第164条 農林水産総合技術センターの所掌事務を分掌させるため、農林水産総合技術センターに試験場等を置く。

2 試験場等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	
和歌山県農林水産総合技術センター	農業試験場	那賀郡貴志川町
	果樹試験場	有田郡吉備町

果樹試験場かき・もも研究所	那賀郡粉河町
果樹試験場うめ研究所	日高郡みなべ町
暖地園芸センター	御坊市
畜産試験場	西牟婁郡すさみ町
畜産試験場養鶏研究所	日高郡中津村
林業試験場	西牟婁郡上富田町
水産試験場	東牟婁群郡串本町
水産試験場増養殖研究所	田辺市

## (農業試験場の所掌事務)

第165条 農業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域農業に関する試験研究を行うこと。
- (2) 各種作物の品種及び栽培に関する試験研究を行うこと。
- (3) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (4) 農作物の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (5) 農機具に関する試験研究を行うこと。
- (6) 農作物の流通及び貯蔵に関する試験研究を行うこと。
- (7) 農業経営に関する調査研究を行うこと。
- (8) 農業生産環境保全に関すること。
- (9) 優良種苗の育成及び増殖配布に関すること。
- (10) 農業技術及び農村生活の研修を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農業に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

## (農業試験場の内部組織)

第166条 農業試験場に、次の課及び部を置く。

栽培部

環境部

## (果樹試験場の所掌事務)

第167条 果樹試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 果樹の品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) 果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) 果樹の病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) 果樹園の環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (6) 施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (7) 果樹経営に関する調査研究を行うこと。
- (8) 果樹栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、果樹に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

## (果樹試験場の内部組織)

第168条 果樹試験場に、次の課及び部を置く。

栽培部

環境部

## (果樹試験場かき・もも研究所の所掌事務)

第169条 果樹試験場かき・もも研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) かき・ももの品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) かき・もも果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) かき・ももの病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) かき・もも栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) かき・もも園の環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (6) かき・もも栽培施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。

- (7) かき・もも経営に関する調査研究を行うこと。
- (8) かき・もも栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、かき・ももに関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(果樹試験場うめ研究所の所掌事務)

第170条 果樹試験場うめ研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) うめの品種改良及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) うめ果実の品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) うめの病害虫に関する試験研究を行うこと。
- (4) うめ栽培における土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (5) うめ園の環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (6) うめ栽培施設及び機械の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (7) うめ経営に関する調査研究を行うこと。
- (8) うめ栽培技術の情報化及び技術指導に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、うめに関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(暖地園芸センターの所掌事務)

第171条 暖地園芸センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 花きの品種及び栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) 花きの品質保持に関する試験研究を行うこと。
- (3) 土壌及び肥料に関する試験研究を行うこと。
- (4) 施設、機械及び機器の利用技術に関する試験研究を行うこと。
- (5) 野菜及び花きの品種育成に関すること。
- (6) 農作物のバイオテクノロジーの試験研究を行うこと。
- (7) 野菜及び花きの優良種苗の維持及び増殖配布に関すること。
- (8) うめの安定生産技術に関する試験研究を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、園芸に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

(暖地園芸センターの内部組織)

第172条 暖地園芸センターに、次の課及び部を置く。

園芸部

育種部

(畜産試験場の所掌事務)

第173条 畜産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 家畜の改良増殖及び飼養管理についての試験研究に関すること。
- (2) 家畜の増殖、育成及び譲渡に関すること。
- (3) 家畜の人工授精及び受精卵移植についての試験研究に関すること。
- (4) 精液及び受精卵の生産及び譲渡に関すること。
- (5) 畜産経営の研究、調査及び指導に関すること。
- (6) 家畜飼料及び飼料作物についての試験研究及び調査に関すること。
- (7) 畜産の環境保全についての試験研究に関すること。
- (8) 草地の利用及び管理についての試験研究に関すること。
- (9) 畜産物の加工利用についての試験研究に関すること。

(畜産試験場の内部組織)

第174条 畜産試験場に、次の課及び部を置く。

大家畜部

生産環境部

2 家畜の増殖、育成及び譲渡並びに草地の利用及び管理に関する業務を行うため、畜産試験場に黒潮牧場を置く。

(畜産試験場養鶏研究所の所掌事務)

第175条 畜産試験場養鶏研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 種鶏の改良増殖及び飼養管理についての試験研究に関する事。
- (2) 養鶏経営の研究、調査及び指導に関する事。
- (3) 産卵及び産肉に係る経済能力の試験研究に関する事。
- (4) 飼料の試験研究及び分析に関する事。
- (5) 種鶏及び種卵の配付に関する事。
- (6) 鶏の衛生及び環境保全の試験研究に関する事。
- (7) 畜産物の加工利用についての試験研究に関する事。

(林業試験場の所掌事務)

第 1 7 6 条 林業試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 林業知識の普及及び林業技術の向上に関する事。
- (2) 林業従事者の養成及び研修に関する事。
- (3) 林業に関する試験研究に関する事。
- (4) 林木育種に関する事。
- (5) 林業経営の近代化に関する事。
- (6) 特用林産物の調査及び研究に関する事。

(林業試験場の内部組織)

第 1 7 7 条 林業試験場に、次の課及び部を置く。

- 経営環境部
- 木材利用部
- 特用林産部

(水産試験場の所掌事務)

第 1 7 8 条 水産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産資源の調査研究に関する事。
- (2) 漁海況及び漁場の調査、研究並びに情報提供に関する事。
- (3) 水産物の加工利用に関する調査、試験及び研究の情報提供に関する事。
- (4) 水産技術の研修及び普及指導に関する事。
- (5) 水産(内水面漁業を含む。)に関する調査、試験、研究及び情報提供に関する事。

(水産試験場の内部組織)

第 1 7 9 条 水産試験場に、次の部を置く。

- 浅海資源部
- 沿岸沖合資源部

(水産試験場増養殖研究所の所掌事務)

第 1 8 0 条 水産試験場増養殖研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水産増養殖の調査、試験、研究、技術指導、技術情報の提供及び普及指導に関する事。
- (2) 水産増養殖の種苗生産、魚介類等の病虫害対策、種苗の放流等の調査、試験及び研究に関する事。
- (3) 養殖漁場における環境保全の調査、研究に関する事。

第 3 1 節 農作物病虫害防除所

(名称及び位置)

第 1 8 1 条 植物防疫法第 3 2 条の規定に基づき設置された病虫害防除所の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
和歌山県農作物病虫害防除所		那賀郡貴志川町	

(所掌事務)

第 1 8 2 条 農作物病虫害防除所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 植物の検疫に関する事。
- (2) 農作物の病虫害防除についての企画に関する事。
- (3) 市町村、農業者又はその組織する団体及び防除業者が行う病虫害防除に対する指導及び協力に関する事。
- (4) 病虫害の防除に必要な器具の保管及び貸出しに関する事。

- (5) 植物防疫に関する団体の育成指導に関すること。
- (6) 病害虫防除員及び病害虫防除適期決定調査員の指導に関すること。
- (7) その他病害虫防除及び発生予察事業に必要な事務に関すること。

第32節 家畜保健衛生所

(名称、位置及び所管区域)

第183条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定に基づき設置された家畜保健衛生所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
紀北家畜保健衛生所	和歌山市	和歌山市 海南市 橋本市 海草郡 那賀郡 伊都郡
紀南家畜保健衛生所	西牟婁郡上富田町	御坊市 田辺市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡

(所掌事務)

第184条 家畜保健衛生所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の家畜保健衛生業務の企画に関すること。
- (2) 家畜伝染病の予防並びにまんえん防止及び自衛防疫の推進に関すること。
- (3) 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (4) 家畜の繁殖障害の除去並びに家畜の受精卵移植及び人工授精の実施に関すること。
- (5) 家畜保健衛生上必要な調査、検査、試験及び指導に関すること。
- (6) 畜産の経営及び環境保全等の技術指導に関すること。
- (7) 寄生虫病、代謝病その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断及び診療に関すること。
- (8) 地域の特殊疾病の調査に関すること。
- (9) 獣医事及び動物薬事の指導及び監督に関すること。
- (10) 畜産生産物の安全性確保に関すること。

(内部組織)

第185条 次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

紀北家畜保健衛生所	総務課 防疫課 衛生指導課 病性鑑定課
紀南家畜保健衛生所	総務課 防疫課 衛生指導課

2 新宮市及び東牟婁郡の区域において、紀南家畜保健衛生所の事務を分掌させるため、東牟婁郡那智勝浦町に紀南家畜保健衛生所東牟婁支所を置く。

第33節 農業大学校

(名称及び位置)

第186条 和歌山県農業大学校設置条例(昭和57年和歌山県条例第30号)に基づき設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県農業大学校	伊都郡かつらぎ町

(所掌事務)

第187条 農業大学校の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農村青少年の農業の技術及び経営等の研修に関すること。
- (2) 農業者の総合的な生涯教育等の調査、研究及び研修に関すること。
- (3) 農業機械の運転及び使用の技術についての教育に関すること。
- (4) 農業に関する技術及び経営についての研究及び教育に関すること。

(内部組織)

第188条 農業大学校に、次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

研修部	総務学生課 研修課
養成部	果樹課

野菜花き課

第34節 就農支援センター

(設置)

第189条 農業の担い手を育成し就農を促進するため、就農支援センターを置く。

(名称及び位置)

第190条 就農支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県就農支援センター	御坊市

(所掌事務)

第191条 就農支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業情報の提供に関すること。
- (2) 就農相談住に関すること。
- (3) 就農のための技術・経営等の研修に関すること。
- (4) 就農支援資金の貸付相談に関すること。

第35節 ふるさと定住センター

(設置)

第192条 山村地域の振興と定住促進を図るため、ふるさと定住センターを置く。

(名称及び位置)

第193条 ふるさと定住センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県ふるさと定住センター	東牟婁郡古座川町

(所掌事務)

第194条 ふるさと定住センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 山村での就業生活体験研修に関すること。
- (2) 定住のための農林業複合経営に関すること。
- (3) 地域特産物の開発指導に関すること。

第36節 近畿自動車道紀南高速事務所

(設置)

第195条 近畿自動車道紀勢線(海南吉備間を除く。)の用地事務を所管するため、近畿自動車道紀南高速事務所を置く。

(名称及び位置)

第196条 近畿自動車道紀南高速事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県近畿自動車道紀南高速事務所	田辺市

(所掌事務)

第197条 近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 近畿自動車道紀勢線(海南吉備間を除く。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線(海南吉備間を除く。)の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (3) 田辺西バイパスの建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (4) 田辺西バイパス建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (5) 近畿自動車道紀勢線(海南吉備間を除く。)の建設に伴う残土処理事業に関すること。

(内部組織)

第198条 近畿自動車道紀南高速事務所に、次の課を置く。

用地課

第37節 南紀白浜空港管理事務所

(設置)

第199条 南紀白浜空港の円滑な管理及び運営を図るため、南紀白浜空港管理事務所を置く。

(名称及び位置)

第200条 南紀白浜空港管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県南紀白浜空港管理事務所	西牟婁郡白浜町

(所掌事務)

第201条 南紀白浜空港管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 南紀白浜空港施設の管理及び運営に関する事。
- (2) 南紀白浜空港施設の整備に関する事。

(内部組織)

第202条 南紀白浜空港管理事務所に、次の課を置く。

総務課  
施設課

第38節 和歌山下津港湾事務所

(設置)

第203条 和歌山下津港、加太港及び大川港の円滑な管理運営及び整備を図るため、和歌山下津港湾事務所を置く。

(名称及び位置)

第204条 和歌山下津港湾事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和歌山県和歌山下津港湾事務所	和歌山市

(所掌事務)

第205条 和歌山下津港湾事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管理区域における水域、港湾施設及び港湾施設用地の管理及び運用並びに港湾隣接地域(海岸施設を含む。)及び臨港地区の管理に関する事。
- (2) 管理区域における港湾施設及び海岸施設の建設、改良、維持修繕及び災害復旧に関する事。
- (3) 管理区域における公有水面埋立て、しゅんせつ及び砂、砂利等の採取事業に関する事。
- (4) 管理区域における港湾施設等の使用料の徴収に関する事。
- (5) 和歌山下津港入港料条例(昭和52年和歌山県条例第7号)の施行に関する事。
- (6) 管理区域内の知事が管理する国有土地の管理に関する事。
- (7) 管理区域内の港湾施設及び海岸施設の建設及び改良に伴う土地の買収、物件補償及び登記に関する事。
- (8) 管理区域における油流出事故等の防除及び指導に関する事。

(内部組織)

第206条 和歌山下津港湾事務所に、次の課を置く。

総務管理課  
工務課

第39節 雑則

(地方機関の内部組織)

第207条 この規則に定めるもののほか、必要と認めるときは、知事の承認を得て、地方機関に部、課、係その他の内部組織(以下「部課等」という。)を置くことができる。

(部課等の所掌事務)

第208条 前条の部課等の所掌事務及びその他必要な事項については、この規則に定めるもののほか、当該地方機関の長が処務細則により定め、知事に報告するものとする。

(駐在等の設置)

第209条 地方機関の長は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、知事の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

2 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

## 第4章 附属機関

(名称、担当事務及び所管課室)

第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担当事務及び所管課室は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	所管課室
和歌山県私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校、私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	総務学事課
和歌山県情報公開審査会	公文書の開示請求に係る開示決定等に対する不服申立ての審議に関する事務	
和歌山県個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する重要事項についての調査審議に関する事務	
和歌山県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ議会の議員の報酬等の額についての審議に関する事務	人事課
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審議に関する事務	
公務災害補償等審査会	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第2項に規定する補償の不服に対する審査に関する事務	
和歌山県自治紛争処理委員	地方自治法第251条第1項の規定による市町村相互の間又は市町村の機関相互の間の紛争の調停に関する事務	市町村課
和歌山県固定資産評価審議会	地方税法第401条の2の規定による固定資産の評価に関する事項の調査審議に関する事務	
和歌山県防災会議	災害対策基本法第14条第2項の規定による県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	総合防災課
和歌山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務	消防保安課
和歌山県人権施策推進審議会	和歌山県人権尊重の社会づくり条例第5条第2項の規定による人権施策基本方針に関する事項を審議その他人権尊重の社会づくりに関する基本的事項の審議に関する事務	人権政策課
和歌山県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等に係る監視区域の指定等及び土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての県知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関する事務	地域振興課
和歌山県国土利用計画審議会	国土利用計画法第38条第1項及び国土調査法第15条の規定による県計画及び土地利用基本計画に関する意見の陳述、市町村計画に関する県知事の助言又は勧告に関する意見の陳述並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項の調査審議並びに国土調査に関する重要事項の調査審議に関する事務	

和歌山県環境審議会	環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議及び自然環境保全法第51条第2項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境生活総務課
和歌山県クリーニング師試験委員	クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務	生活衛生課
和歌山県製菓衛生師試験委員	製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験の実施に関する事務	
和歌山県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	
和歌山県消費生活審議会	知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定と向上を図るための施策の基本的事項その他当該施策の実施に関する重要事項の調査審議並びに消費者苦情についてのあつせん及び調停に関する事務	県民生活課
和歌山県交通安全対策会議	交通安全対策基本法第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに県及び関係指定地方行政機関等相互間の連絡調整等に関する事務	
和歌山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項の調査審議及び関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	青少年課
和歌山県男女共同参画審議会	和歌山県男女共同参画推進条例(平成14年和歌山県条例第14号)第23条第2項の規定による重要事項の調査審議、県施策の実施状況についての調査、意見陳述その他の事務及び知事への建議に関する事務	男女共生社会推進課
和歌山県社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	福祉保健総務課
和歌山県介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第157条第1項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	長寿社会推進課
和歌山県障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
和歌山県医療審議会	医療法の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する事務	医務課
准看護師試験委員	保健師助産師看護師法第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国民健康保険課
結核の診査に関する協議会	結核予防法第48条第1項の規定による従業禁止命令及び入所命令並びに結核患者の医療費の申請に関する必要な事	健康対策課

	項の審議に関する事務	
感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条第 1 項の規定による勧告及び同条第 4 項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項の審議に関する事務	
和歌山県精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9 条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議に関する事務	
和歌山県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条の規定による入院患者の定期病状報告、医療保護入院届及び退院等の請求に関する事項の審査に関する事務	
和歌山県薬事審議会	薬事法第 3 条第 1 項の規定による薬事に関する事項の調査審議に関する事務	薬務課
和歌山県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第 58 条の 8 第 4 項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	
和歌山県中小企業振興対策審議会	中小企業の振興対策の樹立及びその実施について必要な事項の調査審議に関する事務	商工労働総務課
和歌山県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律第 82 条の規定による組合規約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第 6 条第 3 項後段の規定によりその意見を聴かれた場合における同項に規定する当該事項並びに中小企業等協同組合法第 9 条の 2 の 2 の規定による団体協約に関し知事の行うあつせん又は調停についての調査審議に関する事務	商工振興課
和歌山県観光審議会	観光開発計画の基本的事項その他観光事業に関する重要事項の調査審議に関する事務	観光振興課
和歌山県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法第 97 条の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	雇用推進課
和歌山県農業共済保険審査会	農業災害補償法第 131 条及び第 143 条の 2 第 2 項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関するその審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議に関する事務	経営支援課
和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第 71 条の規定により知事の諮問に応じ県における卸売市場の整備を図るための計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	果樹園芸課
改良普及員資格試験審査委員	改良普及員資格試験条例による改良普及員の資格試験に関する事務	就農促進課
和歌山県森林審議会	森林法第 68 条第 2 項及び第 3 項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関する事務	林業振興課
和歌山県水産業振興対策審議会	水産業の振興対策の樹立及びその実績並びに漁業協同組合の合併の促進について必要な事項の調査審議に関する事務	水産振興課
和歌山県建設工事紛争審査会	建設業法第 25 条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務	技術調査課
和歌山県河川審議会	河川法第 16 条第 1 項の規定による河川整備基本方針に関する事項及び同法第 86 条第 1 項の規定による 2 級河川に関する重要事項の調査審議に関する事務	河川課

和歌山県水防協議会	水防法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	
和歌山県都市計画審議会	都市計画法第 77 条の規定による同法第 5 条に規定する都市計画区域の指定に対する意見の答申その他都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する建議に関する事務	都市政策課
和歌山県屋外広告物審議会	和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）第 27 条第 2 項各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務	
和歌山県開発審査会	都市計画法第 78 条の規定による同法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務	
和歌山県建築審査会	建築基準法第 78 条の規定による特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	
和歌山県建築士審査会	建築士法第 28 条の規定による同法に規定する同意についての議決並びに 2 級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務	
和歌山県地方港湾審議会	港湾法第 35 条の 2 第 1 項の規定による重要港湾に関する重要事項の調査審議に関する事務	振興課

## 第 5 章 職制等

## 第 1 節 本庁の職制

(部長、課長等)

第 211 条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
本庁	知事公室長	知事の命を受け、秘書、政策推進、広報広聴、文化振興及び国際交流の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	危機管理監	上司の命を受け、総務部のうち危機管理局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	知事公室次長	上司の命を受け、知事公室長を補佐し、知事公室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、総務部長にあつては、総務部のうち総務管理局に属する事務を掌理し、その事務を処理するため、総務管理局に属する職員を指揮監督する。
	局長	上司の命を受け、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が 2 人以上あるときは、あらかじめ部長の定めるところにより、局長が当該職務を代理する。
課	課長	上司の命を受け、当該課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において副課長が 2 人以上あるときは、あらかじめ課長の指名する副課長が当該職務を代理する。
室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該

		職務を代理する。この場合において、副室長が2人以上あるときは、あらかじめ室長の指名する副室長が当該職務を代理する。
課に附置する室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
班	班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
本庁	理事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	審議監	上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。
	企画員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
総務部	考査監	上司の命を受け、職員のサービスの考査及び指導に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
県土整備部	技監	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
局、課及び室	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	企画員	上司の命を受け、特に指定された企画、調査等に関する事務に従事する。
	課長補佐 室長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	政策審議員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	調査員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
課に附置する室	副室長	上司の命を受け、室長を補佐する。
	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	室長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
文化国際課	旅券事務長	上司の命を受け、旅券に関する事務を掌握し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
人事課職員厚生室	医師	上司の命を受け、医療業務に従事する。
	看護師 准看護師	上司の命を受け、看護業務に従事する。
地域振興課	分室長	上司の命を受け、当該分室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
情報政策課	分室長	上司の命を受け、当該分室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
青少年課	青少年主事	上司の命を受け、青少年の健全育成に関する事務に従事する。
福祉保健総務課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
農林水産総務課	検査員	上司の命を受け、農業協同組合及び水産業協同組合の検査に関する事務並びに県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）に関する事務に従事する。
資源管理課	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

	機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。
	主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。
	主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。
	通信士	上司の命を受け、通信業務に従事する。
技術調査課	検査員	上司の命を受け、県が施行する工事の検査及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施工する工事（農林水産部に属する工事及び企画部に属する地方改善事業に係る工事を除く。）の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事務に従事する。
出納室	分室長	上司の命を受け、当該分室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	分室長代理	上司の命を受け、分室長を補佐し、分室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	主任駐在員	上司の命を受け、出納室東牟婁分室の所掌事務のうち、西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町に所在するか及びその内部組織に係るものを処理し、所属職員を指揮監督する。

3 第1項の規定にかかわらず、理事室においては、副室長を置かない。

第2節 地方機関の職制

(所長、課長等)

第212条 次の表の左欄に掲げる地方機関（振興局、医科大学及び看護短大を除く。以下この条において同じ。）の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
地方機関	所長（館にあっては館長、校にあっては校長、場にあつては場長、園にあつては園長、こころの医療センターにあつては院長、子ども保健福祉相談センターにあつては事務長、高等看護学院にあつては学院長、なぎ看護学校にあつては学校長。以下この表（地方機関に設置する機関の項を除く。）及び次項の表において「所長」という。）	上司の命を受け、当該機関が所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
部	部長	上司の命を受け、当該部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、当該課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
室	室長	上司の命を受け、当該室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

支所	支所長	上司の命を受け、当該支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。		
分室	分室長	上司の命を受け、当該分室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。		
分場	分場長	上司の命を受け、当該分場の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。		
出張所	出張所長	上司の命を受け、当該出張所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。		
高等看護学院	事務長	上司の命を受け、当該学院の庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
	事務長代理	上司の命を受け、事務長を補佐し、事務長に事故があるときは、当該職務を代理する。		
なぎ看護学校	事務長	上司の命を受け、当該学校の庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
こころの医療センター	事務局	局長	上司の命を受け、当該事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		次長	上司の命を受け、局長を補佐し、局長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	精神科	第一医長 第二医長 第三医長 第四医長	上司の命を受け、当該科に属する医務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		内科	医長	上司の命を受け、当該科に属する医務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		検査科、作業療法科及びデイケア科	科長	上司の命を受け、当該科に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
		検査科	技師長	上司の命を受け、当該科に属する技術業務を処理する。
	老人性痴呆疾患センター	老人性痴呆疾患センター長	上司の命を受け、当該センターに属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
	薬局	薬局長	上司の命を受け、薬局業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	栄養室	室長	上司の命を受け、当該室に属する給食業務を処理する。	
	地方機関に設置する機関	所長（場にあつては場長）	上司の命を受け、当該機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
地方機関	次長（消防学校にあつては教頭、農業大学校にあつては副校長、高等看護学院にあつては副学院長、なぎ看護学校にあつては副学校長、こころの医療センターにあつては副院長、工業技術センター	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、次長が2人以上あるときは、あらかじめ所長の定めるところにより、次長が当該職務を代理する。

	にあつては副所長。以下この項において「次長」という。)	
	企画員	上司の命を受け、特に指定された企画、調整等に関する事務に従事する。
	総括専門員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術についての企画、立案、調整及び指導に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
東京事務所	課長	上司の命を受け、当該所属機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
文書館	文書専門員	上司の命を受け、公文書等の調査研究に従事する。
農業大学校	教授 講師	上司の命を受け、研修生の指導に従事するとともに、当該指導に必要な調査研究に従事する。
消防学校、高等看護学院及びなぎ看護学校	教務主任	上司の命を受け、教務に従事する。
消防学校	教官	上司の命を受け、消防訓練の指導に関する事務に従事する。
男女共生社会推進センター	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
消費生活センター紀南支所	次長	上司の命を受け、支所長を補佐し、支所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
保健所	課長補佐	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、課長補佐が2人以上あるときは、あらかじめ所長の指名する課長補佐が当該職務を代理する。
	専門技術員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術に関する事務に従事する。
	保健師	上司の命を受け、保健に関する業務に従事する。
新宮保健所申本支所	次長	上司の命を受け、支所長を補佐し、支所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
保健所、こころの医療センター及び精神保健福祉センター	医師	上司の命を受け、医療業務に従事する。
紀南児童相談所	分室長代理	上司の命を受け、分室長を補佐し、分室長に事故があるときは、当該職務を代理する。
高等看護学院	教務主幹	上司の命を受け、教務に従事する。
高等看護学院及びなぎ看護学校	主任専任教員 主査専任教員 副主査専任教員 専任教員	上司の命を受け、学生に教授し、その研究を指導する。
こころの医療センター看護部	看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ院長が指名する看護副部長が当該職務を代理する。
こころの医療センター	看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。
	副看護師長	上司の命を受け、看護業務に従事する。

		主査看護師 副主査看護師 副主査准看護師 看護師 准看護師	
精神保健福祉センター		保健師	上司の命を受け、保健に関する業務に従事する。
工業技術センター		特別研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。
高等技術専門学校		職業指導員	上司の命を受け、職業指導業務に従事する。
農林水産総合技術センター	水産試験場	船長	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務を処理し、所属職員を指揮監督する。
		機関長	上司の命を受け、機関関係の調整及び管理業務に従事する。
		主任航海士 主査航海士 副主査航海士 航海士	上司の命を受け、航海業務に従事する。
		主任機関士 主査機関士 副主査機関士 機関士	上司の命を受け、機関業務に従事する。
		通信士	上司の命を受け、通信業務に従事する。
		農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、林業試験場及び水産試験場	副場長
	果樹試験場かき・もも研究所、果樹試験場うめ研究所、暖地園芸センター、畜産試験場養鶏研究所及び水産試験場増養殖研究所	副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
試験研究を所掌する地方機関		総括研究員 主任研究員 主査研究員 副主査研究員 研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。

(振興局の職制)

第 2 1 3 条 次の表の左欄に掲げる振興局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
振興局	局長	上司の命を受け、振興局が所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
部	部長	上司の命を受け、当該部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、副部長が 2 人以上あるときは、あらかじめ部長の定めるところにより、副部長が当該職務を代理する。

課	課長	上司の命を受け、当該課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
漁港事務所	所長	上司の命を受け、当該所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
ダム管理事務所	所長	上司の命を受け、当該機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
振興局に設置する機関	所長(支所にあつては支所長、出張所にあつては出張所長)	上司の命を受け、当該機関の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる振興局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
振興局	参事	上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。
部	副参事	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	企画員	上司の命を受け、特に指定された企画、調整等に関する事務に従事する。
	総括専門員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術についての企画、立案、調整及び指導に関する事務に従事する。
	専門技術員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術に関する事務に従事する。
	調査員	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	総括主任	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	総括主査	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
県民行政部	主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	青少年主事	上司の命を受け、青少年の健全育成に関する事務に従事する。
	合併推進員	上司の命を受け、市町村合併に関する特に指定された事務に従事する。
東牟婁振興局県民行政部	旅券駐在員	上司の命を受け、当該振興局県民行政部総務課の所掌事務のうち、一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
健康福祉部	医師	上司の命を受け、医療業務に従事する。
	環境指導員	上司の命を受け、環境保全に関する業務に従事する。
	保健師	上司の命を受け、保健に関する業務に従事する。
農林水産振興部	総括普及員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術についての企画、立案、調整及び指導に関する事務に従事する。
	専門普及員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術に関する事務に従事する。
建設部	検査員	上司の命を受け、県が施行する工事の検査及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事(農林水産部に属する工事及び企画部に属する地方改善事業に係る工事

		を除く。)の補助金等の額の確定の際必要に応じて行う現地調査等に関する事務に従事する。
漁港事務所	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
振興局に設置する機関	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(医科大学の職制)

第214条 次の表の左欄に掲げる医科大学(以下この条において「大学」という。)の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
医学部 保健看護学部	学部長	上司の命を受け、当該学部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
学生部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の定めるところにより、副部長が当該職務を代理する。
入試・教育センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
生涯研修・地域医療センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
図書館	館長	上司の命を受け、当該図書館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
先端医学研究所	所長	上司の命を受け、当該研究所に属する業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副所長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
附属病院	病院長	上司の命を受け、当該病院に属する院務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副病院長	上司の命を受け、病院長を補佐し、病院長に事故があるときは、当該職務を代理する。
中央検査部、中央放射線部、中央手術部、輸血・血液疾患治療部、救急・集中治療部、周産期部、集学的治療・緩和ケア部、中央内視鏡部、中央滅菌部及び病歴部	部長	上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
血液浄化センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
救命救急センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
卒後臨床研修センター	センター長	上司の命を受け、当該センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
附属病院紀北分院	分院長	上司の命を受け、当該分院に属する院を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副分院長	上司の命を受け、分院長を補佐し、分院長に事故があるときは、当該職務を代理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる大学の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織		職	職 務	
事務局		局長	上司の命を受け、事務局に属する事務並びに学生課に属する事務のうち予算の執行、決算、授業料等の調定及び収納に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		次長	上司の命を受け、局長を補佐し、局長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
課		課長	上司の命を受け、当該課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
室		室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		副室長	上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
班		班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
病院課		医事相談員	上司の命を受け、医事相談業務に従事する。	
		医療福祉相談員	上司の命を受け、医療福祉相談業務に従事する。	
附属病院	中央検査部及び中央放射線部	技師長	上司の命を受け、当該部に属する技術業務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
		技師長代理	上司の命を受け、技師長を補佐し、技師長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
	薬剤部	部長	上司の命を受け、薬剤部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		部長代理	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
		係長	上司の命を受け、当該係に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
	看護部	看護部長	上司の命を受け、当該部に属する看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	
		看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ看護部長の定めるところにより、看護副部長が当該職務を代理する。	
		看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。	
	附属図書館		事務長	上司の命を受け、当該図書館に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	附属病院 紀北分院	事務室	事務長	上司の命を受け、当該分院に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務次長			上司の命を受け、事務長を補佐し、事務長に事故があるときは、当該職務を代理する。	
係		係長	上司の命を受け、当該係に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
薬局		薬局長	上司の命を受け、薬局の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
放射線科 及び中央		技師長	上司の命を受け、当該科及び室に属する技術業務を処理する。	

検査室 看護部	看護部長	上司の命を受け、当該部に属する看護業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	看護副部長	上司の命を受け、看護部長を補佐し、看護部長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、看護副部長が2人以上あるときは、あらかじめ看護部長の定めるところにより、看護副部長が当該職務を代理する。
	看護師長 主任看護師	上司の命を受け、看護業務に従事し、所属職員を指揮監督する。

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じ、大学に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
司書	上司の命を受け、図書 の整理等に関する事務に従事する。
研究補助員	上司の命を受け、研究の補助業務に従事する。
副看護師長 主査看護師 副主査看護師 副主査准看護師 看護師 准看護師	上司の命を受け、看護業務に従事する。
主査助産師 副主査助産師 助産師	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。

4 大学に、次の表の左欄に掲げる法令により設置された職を置き、その職務は、それぞれ同表に掲げるとおりである。

職	職務
学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
教授	学生に教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助教授	教授の職務を助ける。
講師	教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
助手	教授及び助教授の職務を助ける。

(看護短大の職制)

第215条 看護短大に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
短期大学部長	上司の命を受け、学長の職務を助け、看護短大の校務を掌理し、所属職員を指揮監督し、学長に事故あるときは、当該職務を代理する。

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる看護短大の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
看護学科	学科長	上司の命を受け、学科に属する校務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 前2項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる看護短大の組織に、同表の中欄に掲げる職を置き、「その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
事務室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教学班	班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、看護短大に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
司書	上司の命を受け、図書の整理等に関する事務に従事する。

5 看護短大に、次の表の左欄に掲げる法令により設置された職を置き、その職務は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

職	職 務
学長	校務をつかさどり、所属職員を統督する。
教授	学生に教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
助教授	教授の職務を助ける。
講師	教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
助手	教授及び助教授の職務を助ける。

第3節 その他の職制

(主事、技師等)

第216条 第211条から前条までに定めるもののほか、必要に応じて、本庁の局、課及び室並びに地方機関(以下「本庁等」という。)に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
国際化推進員	上司の命を受け、国際化に関する事務に従事する。
現業技能員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
総務部の課及び振興局	税務主事	上司の命を受け、税務に関する事務に従事する。
福祉保健部の課及び地方機関並びに振興局	福祉主事	上司の命を受け、福祉に関する事務に従事する。
	福祉技師	上司の命を受け、福祉に関する技術に従事する。
職員課、生活文化部及び福祉保健部の課並びに地方機関、振興局及び医科大学	医療主事	上司の命を受け、医療に関する事務に従事する。
	医療技師	上司の命を受け、医療に関する技術に従事する。
土木部の課及び地方機関並びに振興局	用地主事	上司の命を受け、用地に関する事務に従事する。

(吏員以外の職員の職)

第217条 法第172条第1項に規定する吏員以外の職員を技師補及び現業員とし、当該職員の職及び職務は、次の表のとおりとする。

区 分	職	職 務
技師補及び現業員	運転業務員	上司の命を受け、自動車運転業務に従事する。
	ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの操作、管理及び修理業務に従事する。
	電話交換員	上司の命を受け、電話交換業務に従事する。

	印刷業務員	上司の命を受け、印刷業務に従事する。
	営繕業務員	上司の命を受け、営繕業務に従事する。
	研究補助業務員	上司の命を受け、研究の補助的業務に従事する。
	調理師	上司の命を受け、調理業務に従事する。
	機械操作員	上司の命を受け、機械操作業務に従事する。
	畜産業務員	上司の命を受け、畜産業務に従事する。
	船員	上司の命を受け、船舶の甲板等の業務に従事する。
	看護補助員	上司の命を受け、看護の補助的業務に従事する。
	農林業務員	上司の命を受け、農林業務に従事する。
	副監督員	上司の命を受け、失業対策事業の現場監督業務に従事する。
	クリーニング師	上司の命を受け、クリーニング業務に従事する。
	道路整備員	上司の命を受け、道路整備業務に従事する。
	予防技術員	上司の命を受け、犬の捕獲、抑留並びに犬及び猫の引取並びに傷病鳥獣の治療及び飼育等の業務に従事する。
	調剤員	上司の命を受け、調剤業務に従事する。
	守衛	上司の命を受け、庁舎施設等の警備及び保全業務に従事する。
	港湾整備員	上司の命を受け、港湾整備業務に従事する。
現業員	応接員	上司の命を受け、応接業務に従事する。
	用務員	上司の命を受け、庁舎の清掃等の業務に従事する。
	調理補助員	上司の命を受け、調理の補助的業務に従事する。
	看護助手	上司の命を受け、看護の補助的業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、本庁等に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務嘱託	上司の命を受け、特定の事務に従事する。
技術嘱託	上司の命を受け、特定の技術に従事する。

#### 第 4 節 職の任命

##### (職の任命)

第 2 1 8 条 第 2 1 1 条、第 2 1 2 条、第 2 1 3 条、第 2 1 4 条（第 1 項及び第 4 項を除く。）、第 2 1 5 条（第 3 項及び第 4 項に限る。）及び第 2 1 6 条の規定に定める職は、吏員である職員のうちから、知事が命ずる。ただし、高等看護学院の学院長にあっては、医科大学の教授のうちから、知事が命ずる。

2 第 2 1 4 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に定める職は、教員のうちから、知事が命ずる。

3 第 2 1 7 条の規定に定める職は、吏員以外の職員のうちから、知事が命ずる。

##### (補職)

第 2 1 9 条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

防災航空センター所長	消防保安課長
防災航空センター次長	消防保安課副課長
鳥獣保護センター所長	動物愛護センター所長
交通事故相談所長	県民生活課長
海南保健所所長	技術吏員である海草振興局健康福祉部副部長
海南保健所次長	事務吏員である海草振興局健康福祉部副部長
岩出保健所所長	技術吏員である那賀振興局健康福祉部副部長
岩出保健所次長	事務吏員である那賀振興局健康福祉部

	副部長
高野口保健所 所長	技術吏員である伊都振興局健康福祉部副部長
高野口保健所 次長	事務吏員である伊都振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所 所長	技術吏員である有田振興局健康福祉部副部長
湯浅保健所 次長	事務吏員である有田振興局健康福祉部副部長
御坊保健所 所長	日高振興局健康福祉部長
御坊保健所 次長	日高振興局健康福祉部副部長
田辺保健所 所長	技術吏員である西牟婁振興局健康福祉部副部長
田辺保健所 次長	事務吏員である西牟婁振興局健康福祉部副部長
新宮保健所 所長	技術吏員である東牟婁振興局健康福祉部副部長
新宮保健所 次長	事務吏員である東牟婁振興局健康福祉部副部長
新宮保健所 串本支所 所長	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 所長
新宮保健所 串本支所 次長	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 次長
女性保護施設なぐさホーム 所長	女性相談所 所長
有功ヶ丘学園知的障害児部長	有功ヶ丘学園盲ろうあ児部長

2 動物愛護センターの職員の職にある者は、その職にある間、鳥獣保護センターのその職に相当する職を兼ねるものとする。

3 次の表の右欄に掲げる振興局健康福祉部各課の職員の職にある者は、その職にある間、それぞれ同表の左欄に掲げる保健所又は支所のその職に相当する各課の職員の職を兼ねるものとする。また、振興局健康福祉部環境指導員の職にある者についても、同様とする。

海南保健所	海草振興局健康福祉部
岩出保健所	那賀振興局健康福祉部
高野口保健所	伊都振興局健康福祉部
湯浅保健所	有田振興局健康福祉部
御坊保健所	日高振興局健康福祉部
田辺保健所	西牟婁振興局健康福祉部
新宮保健所	東牟婁振興局健康福祉部
新宮保健所 串本支所	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所

4 女性相談所の職員の職にある者は、その職にある間、女性保護施設なぐさホームのその職に相当する職を兼ねるものとする。

5 有功ヶ丘学園知的障害児部療育課の職員の職にある者は、その職にある間、有功ヶ丘学園盲ろうあ児部のその職に相当する職を兼ねるものとする。

6 医科大学事務局保健看護学部事務室の職員の職にある者は、その職にある間、医科大学看護短期大学部事務室のその職に相当する職員の職を兼ねるものとする。

(地方機関のグループリーダー)

第 2 2 0 条 別表第 2 及び別表第 4 から別表第 8 までに掲げる地方機関のグループにグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、所属の吏員のうちから当該地方機関の長が命ずる。

3 グループリーダーは、上司の指揮を受け、グループに属する事務を処理する。

(医科大学学長の任命する職)

第221条 別表第9に掲げる職は、職員のうちから医科大学学長が命ずる。

第6章を削る。

別表第1中「第22条の2関係」を「第28条関係」に改め、同表出納室西牟婁分室の項中「及び串本町」を削り、同表出納室東牟婁分室の項中「串本町並びに」を削る。

別表第2中「第27条、第250条関係」を「第33条、第220条関係」に改める。

別表第3中「第28条関係」を「第34条関係」に改め、同表西牟婁振興局県民行政部総務課の項中「及び串本町」を削り、同表東牟婁振興局県民行政部総務課の項中「古座町及び古座川町」を「古座川町及び串本町」に改める。

別表第4中「第32条関係」を「第37条関係」に改める。

別表第5中「第33条の6、第33条の12条関係」を「第43条、第49条関係」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6(第50条関係)

振興局農林水産振興部のグループ

区 分	課 名	グ ル ー プ 名
海草振興局農 林水産振興部	農林水産課	総務グループ 水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
那賀振興局農 林水産振興部	農林水産課	総務水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
伊都振興局農 林水産振興部	農林水産課	総務水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
有田振興局農 林水産振興部	農林水産課	総務グループ 水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
日高振興局農 林水産振興部	農林水産課	総務グループ 水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備第1グループ 整備第2グループ
西牟婁振興局	農林水産課	総務グループ 水産グループ 農務振興グループ

農林水産振興部	農業普及課	普及企画グループ 普及第1グループ 普及第2グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導グループ 整備グループ
東牟婁振興局 農林水産振興部	農林水産課	総務グループ 水産グループ 農務振興グループ
	農業普及課	普及第一グループ 普及第二グループ
	林務課	緑の雇用推進グループ 林業振興グループ 森林土木グループ
	農地課	指導・整備グループ

別表第7を削る。

別表第8中「第33条の24、第33条の36、第33条の40条関係」を「第55条、第69条、第73条関係」に改め、同表那賀振興局建設部の部紀の川中流流域下水道事務所の項中「用地グループ 工務グループ」を「管路グループ 浄化センターグループ」に改め、東牟婁振興局新宮建設部の部中農林道課の項を削り、同表を別表第7とする。

別表第9中「第61条関係」を「第111条関係」に改め、同表を別表第8とする。

別表第10中「第251条関係」を「第221条関係」に改め、同表を別表第9とする。

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則（平成10年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。  
第1項中「第28条第11号」を「第34条第11号」に改め、第2項中「第29条第1号」を「第35条第1号」に改め、第3項中「第33条の12第2号」を「第44条から第47条まで」に改める。

告 示

和歌山県告示第650号

職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第443号) の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から実施する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

第1項の表出納室東牟婁分室の項駐在場所の欄中「西牟婁

郡」を「東牟婁郡」に改め、同項担当のかいの欄中「古座支所」を「串本支所」に改め、「農林水産総合技術センター畜産試験場 (養鶏研究所を除く。)、水産試験場 (増養殖研究所及び内水面研究所を除く。)」を削る。

第2項の表出納室東牟婁振興局県民行政部の項駐在場所の欄中「古座町」を「串本町」に改め、同項名称の欄中「古座駐在」を「串本駐在」に改める。

第3項第1号の表を次のように改める。

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡野上町下佐々字庄原1099	野上駐在	海草郡野上町 美里町	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
有田振興局建設部	有田郡清水町清水297	清水駐在	有田郡清水町	
西牟婁振興局建設部	日高郡龍神村安井65の19	龍神駐在	日高郡龍神村	
	東牟婁郡本宮町本宮254の4	本宮駐在	東牟婁郡本宮町	
伊都振興局建設部	伊都郡かつらぎ町窪450	かつらぎ駐在	橋本市 伊都郡かつらぎ町 高野口町 九度山町	紀の川流域下水道 (伊都処理区) の調査測量、設計、施工及び監督

第3項第2号の表を次のように改める。

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡野上町下佐々字庄原1099	野上詰所	海草郡野上町 美里町	
有田振興局建設部	有田郡清水町東大谷845の3	清水詰所	有田郡金屋町 清水町	
日高振興局建設部	日高郡龍神村安井65の19	日高川詰所	日高郡中津村 美山村 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	日高郡龍神村安井65の19	龍神詰所	日高郡龍神村	
	東牟婁郡本宮町本宮254の4	本宮詰所	東牟婁郡熊野川町 本宮町 北山村	
東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡すさみ町周参見4075	すさみ詰所	西牟婁郡すさみ町 東牟婁郡古座川町の一部	

第4項の表和歌山県交通事故相談所の項担当区域の欄中「串本町及び」を削る。

第6項を削る。

第7項を次のように改め、同項を第6項とする。

6 農林水産総合技術センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
農林水産総合技術センター 林業試験場	西牟婁郡中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理
農林水産総合技術センター 水産試験場	那賀郡桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

訓 令

和歌山県訓令第27号

庁内一般  
各地方機関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令

和歌山県内部組織規程 (平成8年和歌山県訓令第13号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第16条」を「第17条」に改める。

第4条第2項中「第17条」を「第19条」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第5条とする。

第7条第2項中「第18条」を「第20条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第2項中「第19条」を「第21条」に、「第23号」を「第

12号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「第20条」を「第23条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。